

第6回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和4年12月9日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和4年12月9日 午前9時開議

日 程 第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日 程 第 1 一般質問

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	長 島 淳 二
会 計 管 理 者	那 須 和 博	基 幹 支 所 長	和 田 真 一
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	植 田 勉	産業振興課総括監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長	永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

会 計 管 理 者 那 須 和 博 (午前中)

午前 9 時 00 分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、議場はコロナ対策をしての開会となりますのでご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、那須会計管理者は公務のため欠席届が出ております。

日程第 1 一般質問

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、一般質問を行います。

会議規則第 61 条第 2 項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。はじめに、4 番、内藤眞一議員。

○4 番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤議員。

○4 番（内藤 眞一） はい。4 番。

おはようございます。今日も朝の冷え込みはありますが、雪は積もっていません。気象台の長期予報では、この冬は寒く雪も多いとの事前情報でしたが、今日まで雪も積もってなく喜んでいるところです。まだ 12 月になったばかりですから、先のことは何とも言えませんが、どうぞ大雪にならないよう願っています。

今日は移住・定住対策について伺いますが、コロナ禍の影響で都会より空気のきれいな田舎への思いが広がりつつあります。都会の皆さんが田舎へ、田舎へと考えてくだされば幸いです。

まず、1 番目は、脱炭素に伴う関連事業所設置による移住・定住の促進について伺います。

わが町飯南町は、株式会社宝島社の「田舎暮らし」の本で「住みたい田舎」ベストランキングで、令和 3 年度 町部門において総合第 1 位にランキングされたことは、6 月定例会の一般質問でお話ししました。

注目を集めた町ですから、全国から沢山の定住申し込みがあったのではないかと担当課に伺うと、15 年間のデータでは 60%当町に残っておいでとか、うれしい限りですが本当にそうかと疑問に思ったので、町長に伺いました。

定住者支援の一つ、例えば子育てで第 1 子・第 2 子の場合は 10 万円、第 3 子は 50 万円。18 歳以下の医療費無償化。保育料無償化や各種奨学金の支援もあります。住宅は勿論、農業目的者にはリースハウス。その他「地域づくり事業協同組合制度」での職業紹介等々、

その気になれば飯南町に住めるかと思うのですが、定住できない理由は何でしょうか。町の広報誌「IINAN」を見ても沢山の募集があります。それでも紹介できない理由は応募していただく方がいないことだと思うのです。

遊ぶところもない、買い物をするところも数少なく不便だ。仕事場も行きたいと思う職場ではない。決して募集している業種の給料が少ないのではないと思うのですがいかがでしょうか。

子供にばかり手厚くしても、子育てをする親が満足できる状況にないと定住は不可能かと思うのです。現代の若者や都会暮らしの方々が働きたくなる職業・住みたくなる環境も必要だと思うのです。

そしてそれなりの給料があれば紹介する方もやりやすく、応募いただいた方も定住してみたいと思っていただけるのではないかと思います。

そこで私たちの町に新しい職場をと考えていた時、以前の定例会で質問した通り近隣の邑南町では、総務省が推進してきた 2050 年の脱炭素社会実現を目指し選ばれて「脱炭素先行地域」に選定された件。

1 番に、邑南町出資の新電力会社「おおなんきりエネルギー」という会社名で資本金 1 千万円。町が 50% 出資し、町内にある太陽光・水力など再生エネルギーで発電した電力を買い取り、町の公共施設等へ供給する。町の年間電気料が 3 % 程度削減できるとありました。

8 月には邑南町に環境省の審議官を招いて「記念フォーラム」も開催され、町では「電力の地産地消に取り組み、環境と経済を両立した将来の町づくりを進めたい」と話していました。

また先日の 11 月 29 日の新聞では、広島市で行われた「脱炭素の先進地セミナー」に邑南町の石橋町長がその取り組みについて説明されたとありました。この説明会には中国 5 県の知事をはじめ、財界人も含め 300 人が聴講されたと報じていました。

次に 2 番目ですが、同時期 8 月の新聞紙上にも津和野町のバイオマス発電所の稼働の記事があり、10 月には本格稼働になったのかと思います。

3 番目ですが、益田市匹見町では環境アセスメントは終了しているが、地元で解決していない問題もあり再調査後、県に答申する風力発電所の建設計画。

4 番目に、11 月 22 日の新聞では、隣の雲南市大東町で 13 基の風車で約 4 万キロワットの風力発電所建設を検討中とありました。

5 番目に、6 年前の平成 28 年には奥出雲町が島根県内では初の試みで、町内にある小水力発電所 3 カ所を民間との共同出資で設立し、公共施設の電気料金約 500 万円の節約を見込むとありました。

これら 5 カ所紹介したように県内の各市町村では、コスト低減と仕事場づくりも兼ねて無利子融資の「脱炭素社会」の実現に取り組んでおられます。

わが飯南町ではどこまでこのようなことが進められるかと考えていた時、11月20日の新聞紙上で「環境省地域脱炭素事業推進課長」で元島根県環境生活部長、総務部長を務められた「犬丸淳(あつし)」氏の「自治体の脱炭素化、実現へピンチをチャンスに」とのタイトルで、海外に化石燃料を依存している日本は、昨年度は約20兆円を海外に支払っているとか。

「ガソリンに続き、今後は電気代が高騰し、地域経済に大きな影響を与えることを懸念される。そこで地方に豊富にある再生可能エネルギーを活用し、エネルギーの地産地消を進めることで、地域の中でお金が回る仕組みをつくる・・・云々(以降新聞参照)。」と書いておいでになりました。「エネルギー危機というピンチをチャンスと捉え、山陰ならではの資源や特徴を生かした脱炭素化モデルが多く生まれることを期待している。」とおっしゃっていました。

以前お話ししたかと思いますが、わが町には水力発電所は谷地区のJAの発電所があります。この水路から地元の灌漑用水を取水していることから、数年前この発電所を譲渡したいとお話があり、教育経済常任委員会でも検討したのですが、財政的な問題もあり断念した経緯があります。

しかし町の負担が少なくてできるものなら、総務省が言う自治体による「ふるさと融資制度」を活用して脱炭素化に取り組んではいかがでしょうか。町長も町内には2カ所のソーラー発電があるとおっしゃっていましたが、これはすでに営業運転なさっているかと思いますから流用できるかどうか、町有地は沢山あります。ソーラー発電も可能ならできるでしょうし、安定的にということになれば水力かと思うのです。

以前先輩議員からも言われていました頓原川の甲茂発電所を再生させればとの話、来島ダム建設に伴い老朽化もあり撤去したわけですが、全く新しいところを探すより、水路は従来の適切な勾配を活用できるし、専門家からすれば見当のつく話かと思うのです。政府も「原発新增設へ方向転換」と言うように、今年の夏のように電力がひっ迫した状況下では、新規制基準の検査に合格している島根2号機も含め7基の原発を再稼働させることも目指しているようです。その上、従来の100万キロワットより小さい30万キロワット程度の次世代型の原子炉「革新軽水炉」は安全性が高いと言われているわけですから、手っ取り早く二酸化炭素削減には、原子力発電が有効と判断されたのだと思います。

電力不足対策等で国が進めようとしている時、これに乗らない手はないと思います。どこまで支援があるのかわかりませんが、検討していただき雇用の方が生まれれば、このうえないことと思います。町長の考えを伺います。

質問ではありません。付け加えますが、先ほど言いました質問事項にあります、3番目の匹見町の件は、一昨日の新聞で(聞き取り不能)と出ていましたが、同一の風力発電かと思います。昨今の社会情勢から中止か規模縮小と書いてありました。通告が前なものですからこのことをのせることができませんでしたので、今ここで付け加えさせて

いただきます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤眞一議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

おはようございます。最初に 4 番議員から、脱炭素関連事業所の設置等による移住・定住の促進について、ご質問をいただきました。

最初に、移住・定住施策を進めていく上で、様々な住民サービスの充実はもちろんですが、働き場の確保につきましては、議員がおっしゃるとおり、重要な課題であることは言うまでもありません。

9 月議会の行政報告でもお伝えいたしましたが、現在、国内ではコロナウイルスの影響によりまして、IT 産業の新たな働き方が急速に拡大・浸透しております。このことから、町内でのサテライトオフィス、このサテライトオフィスは企業の本社、そして本拠地から離れた場所に設置する小規模な事務所のことでありますが、このサテライトオフィスの IT 関連企業等の誘致に向けた戦略の策定等、誘致活動支援の業務委託を今行っております。その中で、町内での新たな雇用の場の創出、そして町外からの U・I ターンによる人材確保にも繋がるよう、こうした取り組みを今、進めております。

しかしながら、この取り組みについては今始めたばかりですが、もちろん相手がありまして、こちらにも来ていただいて、その中でこちらに来ていただいてここで仕事をしていただくということになろうと思います。少し時間がかかるのではないかと考えております。

それで、先ほど議員の方から、邑南町の総務省の「脱炭素先行地域」に選定された事例をはじめ、県内自治体における小水力発電所、そしてバイオマス発電所を活用した「脱炭素社会の実現」に向けた取り組みについて、数々ご紹介いただきました。

邑南町のお話につきましては、私も石橋町長から直接お話も聞いております。国からはかなりの支援があるということで、どこに使おうかとまでは言われませんでした、それぐらいのお金を用意されたということは聞いております。

それからご紹介いただいた一つの取り組みの中で、津和野町のバイオマス発電所についてご紹介がありました。実は私も 9 月の末に町村会の方の研修があったんですが、視察をしております。この施設の横には、大容量の木材のチップヤードが配置されております。それは発電に使う材料をそこで作っておるわけですが、本町のバイオマスセンターは、小径木でそれをおが粉にしたりしておりますが、その場合は大径木等も入る形でかなりの量が一度にできるという施設です。それから保管しておくともですね、かなりの容量が置けるというスペースが確保されておりました。

それで、発電方法につきましては、一般的な大型のスチーム発電ではなく、ヨーロッパで主流のガス化発電が導入されておりました。これはヨーロッパでは、森林資源、や

はり限られておってたくさんのお木を燃やすことができないために、そうしたガス化というところで研究されてこの発電が導入されております。

津和野もそこに着目されてフィンランド製のそうした発電機を導入されておりました。

ここで何が言いたいかというと、原材料である木材の搬出であったり、チップの生産、それから施設の運営、この中で一連の事業として「新たな雇用」がたくさん生まれているとお聞きしました。林業振興の充実と雇用の創出が図られておりまして、素晴らしい取り組みであると私も感じたところであります。

その時には益田市の方も視察しておりますので、この高津川流域のですね、全体の森林資源、林業の取り組み、まさに先進的な取り組みとその規模にですね、私も驚いたところであります。

それで、本題にかえりますが、私も町長に就任して以来、「脱炭素社会の実現」の実現に向けたこの取り組みにつきましては、飯南町にある自然を活かして積極的に進めてまいりたいと考えております。それで今年度の新たな取り組みといたしましては、町産材を活用した住宅建築への補助事業等も開始しております。また、これまでも地球温暖化対策として、様々な「脱炭素」に関連する施策を行っております。これは、町有林の整備によりますJ-クレジットの販売等もそうでございます。

そして、平成27年6月、ちょっと振り返りますが、「飯南町バイオマス産業都市構想」これを策定しております。この構想に基づきまして堆肥センターやバイオマスセンターの取り組みを進めていますが、この構想の中で実現できていない施策もあることから、効果の検証であったり構想の見直しも行う必要があるかと考えております。

それで議員から紹介いただきました谷地区の小水力発電所のことですが、これにつきましては、「脱炭素」を目指す上で有効に活用すべき施設であると考えておりますが、同施設の活用を現在検討いただいております民間企業におきまして、コロナ禍等における物価高騰の影響が大きく、今、事業の検討が進んでいない状況にあると伺っております。確認もしておりますが、そういう状況であります。

それで国においては、令和2年に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」そういったことを宣言され、地方自治体への積極的な財政支援を打ち出されております。

議員がおっしゃるとおり、私もまさに「今がチャンス」であることは間違いないと感じておりまして、本町といたしましても、こうした先進事例もたくさんありますし、積極的に検討を進めていき、国の補助金などを活用した民間との連携、そして脱炭素社会の実現に併せた移住・定住施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） 4番。

お答えをいただきました。一つ、細かい話をしてもしょうがありません。取り組んで

いただくようお願いをしまして、次に、介護職を含めた移住・定住の促進について伺います。

以前から介護職を含め人材不足に困っているわが町の現状を質問させていただきたいと思いますが、なかなか後任の方がおいでにならないのが現実のようです。そんな中 11 月 11 日の農業新聞の論説に「介護人材の確保」と題して、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年度に必要な介護職員数を 243 万人と見込むと、現状から約 30 万人増やす必要があるとか。

その論説の中で三重県の老人保健施設協会は元気な高齢者が介護現場を支えるモデル事業を実践しているとか。「介護助手」として清掃・配膳等要介護者の身体に接触しない周辺業務を担う取り組みで、現場にゆとりが生まれ、職員から「専門性を生かした業務に集中できる」「ていねいな介護ができる」と評価を得て、離職率も低下したとの成果もあるようです。介護する側、される側がともに同年代だけに話も合う。厚生省も着目し、本年度から介護助手の効果を確認する実証事業を始めるとか。

勿論、処遇の改善は絶対に必要と考えます。飯南町では副町長を先頭に福祉行政について検討いただいているところですから、私のような素人が言うことではありませんが、参考にされてはと思っていますところですよ。

さて、このように過去何度か移住・定住について前町長も含めて伺ってきました。しかし人が相手ですから、なかなか思うように進まないのも事実です。

町長は昨年 7 月組織機構を改正され、本町の町づくりの核となる「まちづくり推進課」を新設されたところです。5 年後の町の姿を直視し、年少人口維持、子育て世代が安心して生み育てられる環境等「こども未来推進室」もお作りになりました。大変いいことです。しかし子供より老人が増えていることも事実です。これら老人の居場所づくりの方が喫緊の課題かと思います。

私は 2 年前と思いますが、担当課に都会で定年退職された方々を対象に「家・庭・畑付きの紹介」と言ったことがありました。「生きがい村づくり」の話もしました。また、浜田市の例で看護師さんの募集に、1 人親のお母さん、つまりシングルマザーの看護師を募集したところ全国からかなりの方がお集まりになったとか。

これらがすべていいとは思いませんが、知恵とアイデアを生かして、いかにして人集めをしていくか考えていただきたく思います。

町長がいくら頑張られても独り身です。限界があります。せっかく作られた「まちづくり推進課」を活用されるべきかと思います。質問のすべてが正しいとも思いませんが「まちづくり推進課」で裏付けをとるなり、時には保健福祉課・産業振興課等々にも打診するなり、横の連絡を十分取って町長の手足として活躍いただきたく願っています。町長の重点 3 政策の一つである「人口減少対策の移住・定住」について伺いました。コロナ禍の影響で都会より空気のきれいな田舎への思いが広がりつつあります。飯南町の人口増加をさせる意味で一生懸命がんばっていただきたく思います。これで質問を終

わります。

○議長（早樋 徹雄） 質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、介護職を含めた移住・定住の促進について、ご質問をいただきました。

議員からもご紹介いただきましたが、昨年7月、私の町長就任後、この「新しい時代」に向けて役場の組織機構改革に着手いたしました。

「まちづくり推進課」につきましましては、本町のまちづくりの指針となります「総合振興計画後期計画」に掲げる主要施策を強く推し進めるため、その核となる部署として設置したものであり、「政策におけるまちづくり」と「地域づくり」を統合し、魅力あるまちづくりに取り組んでおります。

そのため、課長職を2名配置し、地域課題へ迅速に対応できる体制をとり、集落の維持、活性化や飯南高校の魅力化、情報発信など、組織の司令塔としての役割を果たすべく機能するようにしております。

移住・定住対策につきましましては、まちづくり推進課内に「定住支援センター」を設置しておりまして、センターを通じたU・Iターン者は年間約40名前後で推移しています。コロナ禍ではありましたが、リモート等の活用によりまして40人弱のですね移住者ということで結果も出してくれております。

それで、議員がおっしゃるように、介護職場の人材不足につきましましては、町内事業所の共通した課題であると認識しております。各事業所におきましては、人材確保に対する取り組みが懸命に進められていると聞いております。町といたしましても、その課題について、町民の皆様と共有して進めていく必要があると考え、「広報い〜なん10月号」で、特集を組んで町民の皆さんへも広報紹介したところでございます。

今、本町におきましては、介護職もちろんそうなんですが、様々な分野において人材が不足している状況にあります。そのような中、人材確保の視点からみますと、医療・介護・保育職場においては、町の「医療及び福祉従事者確保対策助成条例」これによりまして、本町出身者が町外で学び、再び本町に帰っていただいております。従事者を確保できております。しかし、他の職種につきましましては、農業に関しましては新規就農者への支援と併せた移住・定住施策は行っていますが、その他の職種につきましましては、具体的な職種を絞っての人材確保や移住・定住といった取り組みは行っていないところであります。

そのため、一定数の移住・定住者の実績がありながら、町内の職場とのマッチングがうまくいっていない状況にあることも考えられます。

こうしたことから、本町が進めております人材確保や移住・定住の取り組みにつきましましては、その取り組み状況についてしっかりと検証してまいりたいと改めて思います。

その上で、議員からは今回、移住・定住に関する様々な成功事例、三重県の事例等もご紹介いただきました。その施策を本町で実施した場合、同じように成功するかは定かではありませんが、参考になる事例でもございます。ただ、本町におきましては、既に各福祉の施設におきまして、ほんとうに働ける間は働いていただく、かなり年齢 70 代の方も含めてですね、その介護の仕事に携わっていただいております。こうした面ではほんとうにありがたいと思っております。

今後は、まちづくり推進課を核といたしまして、庁舎内横の連携をしっかりと図りながら、移住・定住施策を推進するとともに、人材確保対策、そして人口減少対策、これにしっかりと取り組んでまいります。

今、人口も本町の 4,600 人をちょっと切っております。出生と死亡の関係で少しずつ減っております。社会増減のところはですね、プラスマイナスゼロか微増のところ定住の方に力を入れておりますのでそうした状況ですが、なかなか自然減のところをですね、止めることができません。そうした中ではやはり社会増のところ、もう少し増やす必要があると思ひまして、この移住・定住対策ほんとにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤眞一議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

5 番、高橋英次議員

○5 番（高橋 英次） 議長。5 番。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

おはようございます。5 番議員の高橋でございます。

通告書を提出しておりますので、それに従いまして質問を行って参りたいと思いますが、その前にいつものように少しお話をさせていただきます。

皆さんにも趣味があると思いますが、私もスポーツ観戦を趣味としております。町長も趣味がございまして魚釣りがお好きなようでございます。公務で疲れた頭と体を癒すためにも魚を釣ってリフレッシュされて、2 月は魚は大きいと申しますので悔しがらずに、また一生懸命釣って、リフレッシュされて、公務に励んでいただきたいと思います。

そのスポーツ観戦でございまして、これはみなさんと一緒であります。先日来夜遅く、また朝早くまで、スポーツ観戦、テレビですね、いたしまして睡眠不足という方も多々おられるのではないかと思います。サッカーワールドカップのテレビを観戦いたしまして、たいへん感激したところでございます。クロアチアの戦いで敗れはしましたもの

の予選リーグにおきましては、スペイン、ドイツと怒涛の勢いで攻めてくる相手国の代表選手を、森保監督、国内の選手、また海外で活躍している選手を呼び集めましてチーム一丸となって戦ったわけではありますが、なかなか個性的な選手ばかりでたいへん森保監督も選手一同まとめるのは大変だったと思いますが、一致団結してここまでの成果を成し遂げたのはたいへんすばらしいことで、たいへんうれしく思っております。

それを見て思ったわけですが、我々も大いに見習い飯南町の監督である塚原町長のもとで、オール飯南町として1本になって、この令和の時代、多々ある難局を乗り切っていかなければならないと再認識したところであります。

本題に入らせていただきます。

今回は、以前私が一般質問を行いまして、同僚議員も一般質問行っておりますが、その重要と思われるものを追跡、確認という意味で、その後どうなっているのかということに焦点をあてて質問させていただきます。

まず最初に飯南町の上水道の件を質問しておりました。4年前平成30年3月議会での一般質問におきまして、町内に敷設してあります水道管の劣化状況と、これまだ赤名地区連担地に今も残っておりますが、石綿管に対する対応を以前伺いました。

その時には答弁において水道施設においては、人口減少による使用料の減少、また老朽化による維持費の増大、多額な更新費用など課題はあるものの、町民生活に欠かせないインフラ施設としてしっかりとした機能を保つため、飯南町公共施設等総合管理計画に基づき適切に管理運営する。と答弁をいただいております。

ここで塚原町長にお尋ねいたしますが、公共施設等総合管理計画にしたがって、その老朽管の今後の取り扱いと、おおむね今600mあるとされる石綿管の今後の取り扱い、これは実施計画にどのように計画、記載されているのでしょうか。

またその計画の実施状況をお尋ねいたしたいと思えます。答弁をよろしくお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

5番議員より質問いただきました。質問の前に、私に対して趣味でリフレッシュしなさいということもいただきましたので、そういうことも心掛けたいと思っております。

それで議員からは、石綿管の更新についてのご質問をいただきました。これは赤名地内に残っております石綿管のことでございます。

はじめに、本町の公共施設のあり方については、「飯南町公共施設等総合管理計画」を基に適切に管理・運営することとしておりまして、その計画の中で簡易水道についての記載は、「公営企業として将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、資産管理に取り組み、中長期的な視点に立った計画的、効率的な施設の整備、更新を進める。」という内容になっております。

個別の具体的な整備計画については、町の過疎計画でありましたり「簡易水道事業計画」がございますが、こちらにおいて中長期的な計画を立てまして施設整備や管路の更新を実施しております。

議員からご質問の石綿管の更新につきましては、今年度策定を今進めております。「簡易水道事業計画」これは10年間の計画でございますが、このなかで、最優先に取り組むべき事業として計画に盛り込むこととしております。今、予定では令和5年度に実施設計を行いまして、令和6年度の事業として石綿管の更新を実施したいと考えております。

それで、石綿管の埋設されている箇所につきましては、もちろん台帳上図面で把握はしております。官地にだけ入ってない部分もありまして、掘ってみて新たに出てくる場合もあるかと思いますが、今のところは600mということで承知しておるところでございます。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） はい。

今年度計画に入れていただけるということで安心しておりますが、なかなかこの前回も言いましたが、道路内に敷設してある管ばかりではなくて、連坦地の裏、川筋、また畑の中とか、たいへん管理上不都合なところにありますので、できるならばやはり本管から管路をかえて宅内へとされた方が、後々の管理の方もよろしいかと思っております。その面も踏まえまして計画の中にぜひとも取り入れていただきたいと思っております。前も言いましたが、なかなか畑とか民地の中に入っておりますと、果たしてどこにメーターがあるかないかわからないようなところもございますので、そうしたところははっきりと管理上しやすいところで敷設替えが望ましいかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次の質問に移りますが、飯南高校の環境整備について取り上げてみます。令和元年6月定例会の一般質問におきまして、同僚議員がこれを取り上げて質問を行っております。多少時間も経過しておりますので、少しその内容を振り返ってお話いたしますが、その大まかな内容でございますが、平成28年度に飯南高校のテニスコートが整備されました。その折、山林所有者の方々のご協力をいただきまして、そのテニスコートが日陰になっておりましたので、その山林の杉、ヒノキ等を、その山林所有者の方々のご協力をいただきまして伐採していただき、その日影が解消したと、たいへん見晴らしもよくなったというふうに聞いております。

また、さらに周辺の立木までも広範囲に伐採していただきまして、飯南高校の環境整備に大変貢献していただいた事に対しましてのお礼と感謝の言葉を述べておられました。また、町に対しましては、立木伐採にご協力いただいた山林所有者の方々のご理解を得て、その山林の一部を町の方で所有し、これは仮称であると思いますが「飯南高校記念の森」と題して活用すれば、例えばその場所において卒業された時に記念樹を植林して

おくと、またその他モニュメントの設置をそこで行うと。そうすれば町内に残って活躍する人や町外において活躍する人、あるいはUターンで帰ってきて活躍する人たちすべての卒業生の皆さんの記憶に残り、なおかつ飯南町にとっても大きな財産になると思うが如何かと、問いかけるものでございました。

当時は山碕前町長でございました。その山碕前町長も飯南高校の存続は飯南町の浮沈に関わる重要課題であると位置づけて、飯南高校魅力化に他に先駆けて取り組んでくれましたなか、飯南高校を介して町内で活躍する人材や、本町を応援していただく、いわゆる関係人口と言われる人材を増やすことが重要で、そうした面でもたいへん良いアイデアであると、飯南高校や卒業生会と協議し、前向きに検討をする、との答弁をしておられました。

また、これは担当課に伺いましたところ、飯南高校は、昭和 39 年第一期卒業生を送り出して以降、これは頓原分校も含めまして、本年 3 月の卒業生を送り出して、実に 4,336 人にも及ぶ卒業生を輩出しているということを伺っております。

現在まで実に 4,400 人になんなんとする卒業生の数は、たいへん多くございます。飯南町の現在の人口にほぼ匹敵する、たいへん多くの歴史も感じ、またその卒業生の方、町内に残り、また町外、県外でとたいへん活躍されておられます。

ここで塚原町長にお尋ねするわけでございますが、先の同僚議員が提案しております「飯南高校記念の森」この案件は、実際問題として現在どのように計画し推進されているのでしょうか、経過の説明と今後の対応を伺ってまいりたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

先ほどの石綿管のことですが、これにつきまして、特に上市上の方の民地に埋設されております。そちらについては、議員の方からも新たな官地への移設替えとか、そういったことの提案がありました。もちろんそういうことは十分考慮しながら検討してまいります。

続いて、「飯南高校記念の森」仮称ということでおっしゃいました。この進展状況についてご質問をいただきました。

始めに飯南高校のこの魅力化への取り組みに対しましては、町民の皆様や議員の皆様、また、卒業生会や関係団体等の多くの皆様のご理解とご協力をいただいておりますこと、改めてお礼を申し上げます。

議員からもございましたが、この地につきましては、その当時、土地所有者のご理解、ご協力をいただき、立木を伐採したものであります。その後時間も経過しておりまして全部きれいにした時は、ほんとにきれいになりましたが、今、木もですね日当たりのいい所ですから、広葉樹として、また少しづつ木が伸びてきております。

当時は、日差しを遮っていた木々がなくなり、町民の方だけでなく、ここを通過される町外の皆さんからも「国道から飯南高校がよく見えるようになった。」と、そうした意見も頂戴したところであります。

それで議員からもございました。以前の一般質問におきまして、この飯南高校卒業後、本町で社会人として活躍する人、この地を離れ進学する人、そして社会人として町外で活躍する人、再びこの飯南町に帰り社会人として活躍する人など様々な人たちにとって、この卒業の記念植樹などができれば飯南高校に在校した思い出となり「大きな財産」となる、ということで質問いただいております。

まさにそこへ同窓会もあつてそこへ集う場所があるということで、そういう記念の場所になるということでもあります。

それに対し、「所有者の意向や取得を含め、管理体制などを飯南高校や卒業生会などと協議をしながら前向きに検討させていただきたい。」と当時、答弁をしております。気運を高めるべく、卒業生会による大同窓会の話題も出ておりましたし、そうした一時期これをやろうということで話はもちろんございました。その当時からもなのですが、コロナウイルス感染症の拡大を理由にはいけないんですが、はっきり言いましてこの「飯南高校記念の森」の協議、検討は進んでいない状況であります。

それで、先ほども申しました木を伐採以降、山林といいますか丘としての地形がよくわかるようになりました。場所が整備できれば正に高校のシンボルとして後世に残る記念の森となると私も感じましたし、高校の未来につながる取り組みと改めて思ったところでもあります。

飯南高校生は町内の出身の生徒だけでなく、町外、そして県外からも多く来ておまして、生命地域ラボ、これは特に県外生とか町外生が入っておる課外活動ですが、飯南町をフィールドとするクラブ活動、そしてホストファミリー制度、これは県外生対象の里親的な取り組みをしております。そうしたことで地域住民の方との交流も多く、また生命地域学の取り組み、そうしたことで生徒自身が飯南高校、この場所でいろんな体験をし3年間、地域行事にも、囃子とかそうした行事にも参加させていただいております。3年間で過ごしております。

それでこの「飯南高校記念の森」ができれば、卒業生はもとより、本町に住み活躍してくれる人たち、そして進学や就職により町を離れてはいるが、町を応援してくれる人たち、関係人口と呼ばれる方ですが、そういう人たちにとって森を介して人々が集う場所、そしてここに戻ってくると、やさしい気持ちに包まれる、まさに「心のよりどころ」となる場所にもなると思います。

今後につきましては、山林所有者のご意向も確認したうえで、管理体制も含め、卒業生会や飯南高校と改めて協議を進めてまいりたいと考えております。

以前の質問から少し時間も経っております、こういう答弁になって、ほんとに申し訳なくと思いますが、私もですね当時の町長の考えと変わっておりませんし、山が飯南高校

にとってプラス、それは町にとっても大きな財産となるということで今後進めてまいりたいと考えております。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

時間が経過して、なかなか木も既に、かなり除伐された木も大きくなっております。ぜひとも早急に話を進めていただき、飯南高校生たいへん活躍しておりますし、今までたくさん卒業生を輩出しているということで、やはり集う場所、また地元の方もそこで過ごせる場所ということで広く広範囲な考えをもって活用していただきたいと、また協議を前に進めていただきたいと思います。

次の質問も飯南高校を取り上げております。我らの飯南町、これは県立高校であります。飯南町の高校ということで、たいへん活躍していただいておりますし、また飯南高校ファンもたくさんおる中でございます。

そして町外・県外からの生徒さんが日々生活を送っておられる月根尾寮が飯南高校にはございます。今度はこの町外・県外からの生徒さんが日々生活を送っておられる寮について少しお尋ねしていきたいと思います。

これも担当課にお尋ねしましたところ、数の確認をしましたところ、ただ今の飯南高校の在生徒数は、1年生については63名の生徒さんでございまして、町内36名・町外21名・県外6名の生徒さんが学んでおり、そのうち寮生活を送っている生徒さんは14名いらっしゃるそうです。

2年生は69名の生徒さんで、町内18名・町外42名・県外9名の生徒さん、寮生は24名。

3年生では49名の生徒さん、そして町内26名・町外15名・県外8名の生徒さんで、12名の生徒さんが寮生活を行っておられるそうでございます。

生徒さん総数181名、日々勉学に、部活動にと頑張っておられる状況であります。

ご存じのように、町内の人口が減少している中、児童・生徒数の減少、これも比例して減少しております。そういたしますと、どうしても町内の生徒さんだけでは人数が確保できず、町外や県外の生徒さん達に、飯南高の校入学を目指していただかなければならない、そういう状況になっております。

また、前町長であります山碕前町長をして「飯南高校の存続は飯南町の浮沈に関わる重要事項である」とまで言わしめました。飯南高校存続問題におきましても、高校での寮生活という、受け入れる体制の面の更なる拡充が大変重要な要素になってくることは、みなさんご同感いただけたらと思っております。

この月根尾寮につきましては、余談ではありますが、私も思い入れがありまして、私が飯南高校のPTA役員の折、今は亡くなりましたが、故人となりましたが、当時の飯南町議会の議長を務めておられました、那須穂土輝元議長と御一緒させていただき

まして、島根県教育庁へ行き、飯南高校の古い寮がどうしても使いにくくなり、また老朽化してまいりましたので新たに建て直していただくように陳情に赴いたことがございます。教育庁へ行くまでに、歩いて行ったわけですが、その道中、今も思い出しますが、那須元議長が痛む足腰をさすりながら、時には前へ進んでは屈伸運動を何度も何度もされまして前へと私を連れて行っていただきました。たいへんその節には那須さんには大変お世話になりました。

そののち、飯南町、飯南町議会、飯南高校、卒業生会、またPTAなどすべての関係者の皆さんのご尽力と働きかけによりまして、平成26年に新しく寮が建設されました。結果、冒頭示しました数字のように、ただ今総数50名の町外・県外の生徒さんを寮に、寮生として迎え、勉学に、また部活動にと、目覚ましく躍進している飯南高校の原動力の一つになっていることは、誰もが認めることであると思っています。

そこで、この躍進する力を途絶えさすことなく存続・継続していくために、飯南町としましてより一層の取り組みが必要となってくるのではないかと思うところでありま

す。塚原町長いかがでしょうか。

現在の月根尾寮もすでに手狭になっていると伺っております。しかしながら、島根県としては、高校の寮の建設はもう行わないというようなことも、これは確認はしておりますが、そういうことも耳に入ってくることもございます。

塚原町長も飯南高校の元PTA会長ということで、飯南高校に対する思い入れもひとしおではないかと思っております。

県立高校なるが故に、町としての支援・応援の行い方にも繊細にならざるを得ない面もあろうかと思いますが、飯南町の我らの高校として、何とかみんなで知恵を絞って、月根尾寮の拡充支援は出来ないものでしょうか。これを町長にお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、飯南高校の寮、月根尾寮の拡充についてのご質問いただきました。

先ほど飯南高校の状況につきまして、生徒数等につきまして議員からご紹介がありましたが、町内生徒が少しずつ減少する中で、町外・県外からも多くの生徒が入学してくれています。

それで将来的な予想ですが、飯南高校においては、令和7年度以降、町内や近隣の中学生、近隣は近隣5中という言い方をしておりますが、吉田、掛合、それから志学の邑智、大和です。この中学校ですが、そうした近隣の中学校の生徒も大幅に減少することが予想されまして、総合振興計画の目標数でもあります175人の生徒数を維持していくためには、これまで以上に町外・県外生に入学してもらうことが必須となります。現在は、先ほどございました181名でございます。

それで、飯南高校のこの「月根尾寮」ですが、今の新しい寮は平成 26 年 12 月に新築、これはスタートは定員 44 名で新築いただきました。翌年には、町外・県外からの入学者数、更に増加が見込まれるということで、増築工事が行われまして 56 名の入寮が可能となっております。

このことは、ほんとに長年悲願でありましたこの寮の建て替えに、先ほど議員からもご紹介がございました。議員を含め当時の議長さんであつたりご尽力いただいた先人関係者のほんとにご努力のおかげであると思っております。改めて敬意と感謝を表するところでございます。

それで、増築の時に私ほんとにびっくりしたんですが、新築の 44 名の寮が一旦できたんですが、翌年にすぐプラスして、12 名分の増築が行われました。このスピード感につきましては、ほんとに県の対応にも感謝するところでありますし、いろんな力が動いた中でこうしたことができたんだと、ほんとに感謝しておりますし、今この 56 名があるからこそ、飯南高校しっかりと生徒募集ができると思っております。

それで、今申し上げました学校の生徒目標数を維持していくためには、先ほども申し上げました。やはり一定数の町外生・県外生を確保していく必要があります。そのためには議員が言われましたとおり、寮のを拡充が必要となってまいります。

これも議員からございました。県立高校でありますので県において整備していただくのが、本来の姿であり、この寄宿舍整備につきましては、更なる増築ということですが、県の教育委員会へ要望も行っております。

しかしながら、回答は、「県立寄宿舍は、通学が困難な県内生徒の入居を目的としており、現段階においては、県外生徒の増加を理由とした県立寄宿舍の新增築は考えていない」として県内では、この飯南高校の月根尾寮建設を最後に県としての寄宿舍の整備は行われていない状況であります。

一方で、県は、「市町村が整備した公共的施設を、県立高校生の住まいとして活用する場合の運営費補助は、引き続き必要な予算を確保の上、適切に対応していく。」という考えから、この月根尾寮の増築以降、県内で整備された、各町で整備された寄宿舍につきましては、高校が立地する自治体において、まちの交流施設、これはみなし寮とかみなし寄宿舍と呼ばれておりますが、として建設されており、先ほどもありました施設の運営に必要な経費は県から補助されている状況であります。

今後、何度も申しますが、町内生徒が減少していく中、現在の寄宿舍の定員 56 名では、県外・町外生の募集活動が困難になってくる状況であります。先ほども 50 人が入寮と言いましたが、春の時点では定員いっぱい入っております。3 年生の総体終わりますと、やはり退寮して通学する生徒も一部出てまいりますので、現時点では 50 名ですが、4 月時点では満員になっております。

それで、議員からも親元を離れて生活する県外、町外生の生活環境の整備にご心配いただいております、私といたしましても、この県の制度もございまして、こうした制度を活用

しながら、交流施設を併用した寄宿舍を整備していきたいと考えております。

これは交流施設ということですから、寮としても使いますし、町の交流施設、町民が利用する施設、寮としてピーク時にはいっぱい高校生を受け入れることになりますが、また別の使い方も将来的にはできるということで、交流施設としての整備を検討していきたいと考えております。

○5番（高橋 英次） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で10時30分といたします。

午前10時09分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

本日は、三点について塚原町長に通告をしておりますので、順次質問をしていきます。明快なご答弁をお願いしたいと思います。

最初にインボイス制度についてであります。

来年10月1日からインボイス制度が導入されようとしております。政府は、インボイス制度導入の目的について、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することと説明しております。令和元年10月より消費税の軽減税率が導入され、仕入税額の中に8%のものと10%のものが混在するようになったことは、周知のとおりであります。正しい消費税の納税額を算出するために、商品ごとの価格と税率が記載された書類を保存させるということで、今回の制度導入に踏み切りました。

制度導入で影響を受ける人は、課税事業者と、その事業者と取引のある免税事業者であります。導入による影響として、課税事業者はインボイスの発行が義務付けられるところにあります。

インボイスとは適格請求書のことで、この制度では、消費税の課税事業者になると、請求書に登録番号や適用税率などの記載が求められます。さらに複雑な帳簿を付けて7年

間保存しなければならなくなります。現在全国では、零細事業者にとって過酷な制度だとして中止を求める世論が高まっております。

今回の制度導入につきまして、マスコミやメディアがあまり取り上げないので、制度の内容が国民の間に浸透せず、昨年 10 月に開始された事業者登録も低迷しております。

財務省は制度導入によって 2,480 億円の増税を見込む、こういう報道もありました。事実上、零細事業者を狙い撃ちにした増税であります。

最初に事業者の数をおたずねします。何事業所といったら良いのか、何人といったら良いのかわかりませんけれども、インボイス制度に影響される対応しなくてはならなくなる免税業者は何社ありますでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

2 番議員から、インボイス制度についてのご質問をいただきました。その制度につきましては、議員のほうから詳しくご紹介いただいたところでございます。

それで、本町で影響を受ける事業者、その人数ということでございます。この影響を受ける事業者の数を把握することは困難であります。その理由と言いますか、少し説明いたしますと、まあ影響についてですが、インボイスの発行は、登録された課税事業者に限られるため、免税事業者からの仕入れは、原則として税額控除の適用を受けることができません。そのため課税事業者との取引にシフトとすることも想定されます。そのため免税事業者が取引から除外されることが懸念されます。こういったことが問題としてあります。それで、課税売上 1 千万円以下の免税事業者は現在、消費税及び地方消費税の申告義務はありませんが、現在の取引先との関係を保つため、インボイス制度で「適格請求書発行事業者」に登録いたしますと課税売上高 1 千万円以下であっても申告・納税義務が生じます。それで、一般消費者やこの免税事業者である事業者のみを売り上げの取引先として事業を行っている場合は、インボイス制度で「適格請求書発行事業者」に登録しなくても影響はありません。そうした例としましては、美容院であったり、理髪店とかマッサージ、そうしたことが考えられます。そういった事業者ごとの想定されるケースがいろいろあることから、この影響を受ける免税事業者数に関しては把握できないということでもあります。

ただ、住民課で個人所得の申告者数等はもちろんわかりますので、そうした中での 1 千万円以下の所得のある方、これはある程度は把握できますが、それが全体の数字かどうかというところまではわかりませんので、ここで数字を申し上げることはできませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

「事業者数の把握は困難で把握していない。」ということでありますが、そうだと思いますよ。なかなかどこまでか全然わからないと思います。私もその人に会ってみれば、おそらく影響を受けるだろうなと思いますけども、果たしてこうやって数えて、誰々がということにはならないんじゃないかなと思っています。

そういうことでですが、やっぱり先ほど少し説明をされましたけども、どういう人が影響を受けるのかって説明されましたけども、重複する面がありますけども、私の考え方を述べます。

先ほど述べました様に登録した事業者は、適格請求書の発行が義務となります。したがって必須項目を記載した請求書を発行するためのシステムを整えておく必要があります。また、仕入税額控除の適用を受けるために、取引先から適格請求書の交付を受けて、保存しておく必要があります。

現在我が国の消費税法では、年間の売上げが1,000万円以下ですと免税事業者になれます。しかし、免税業者のままだと先ほど町長が言われました、課税業者が消費税の仕入税額控除を行うために必要な適格請求書等の発行ができません。したがって、仕入税額控除を受けたい発注業者、あるいは元請からの仕事を請けられなくなる可能性があります。なぜかと申しますと、インボイス制度導入後に課税事業者の買い手と免税業者の売り手が取引を行なった場合、課税事業者は「仕入税額控除」を受けられなくなってしまうからであります。先ほどの町長の説明のとおりであります。

そうかといって、免税業者が課税事業者になれば、これまで零細事業者救済のために免税を受けていた人たちが消費税を納めなくてはなりません。ここのところが私は大問題だと思っております。身近なところでは、一人親方の事業所、シルバー人材センターの会員、農家の方々、あるいは猟友会の皆さん、こういう方がこの制度に対応しなくてはなくなる可能性があります。また、水道や下水道などの公営企業の入札や学校給食への食材納入にもインボイスの発行が条件とされる、そういうことが起こる可能性があります。個人宅の太陽光発電の売買、これもインボイスの対象になるんじゃないかというふうに考えております。

まだまだ問題が次々と起こってくる可能性があります。このまま導入されれば、中には複雑な制度への対応ができない。また、これまでも収入が少なかったものが消費税を払うためにさらに減少するため、事業が立ちいかなくなる可能性があります。そのため事業や仕事をやめてしまう、そういう人も出てくる可能性があります。

全国の多くの税金の専門家あるいは団体がインボイス制度反対や「延期せよ」こういう声を上げています。私は町長もこうした町民の皆さんを守る立場から、インボイスの制度に反対の声を上げていただきたい。その一点で今回の質問を行っております。答弁をお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

引き続きのご質問でございます。

それで、議員からは、その「中止の声を」ということであります。

それで、少し免税事業者への経過措置もありまして、ちょっとそこを説明させていただきます。制度導入後6年間は、免税事業者からの仕入れについても、税額の一定割合を控除できる経過措置が設けられています。また、国において、免税事業者が新たにインボイス制度で課税事業者に転換した事業者への影響の緩和を図るため、納付額を3年間は受け取った消費税額の2割に抑える特例措置が検討されております。これは、そういった状況でございます。

それで、議員がおっしゃりたいのは、この「中止せよ」の声でございます。本町といたしましては、全国町村長会で国に対し、このインボイス制度の導入にあたり、免税事業者が不利益を被らないよう適切な措置を講じるよう要望しているところでございます。もともとこの制度は税の透明性、公平性を担保する観点から導入されるものであります。この導入の是非につきましては、まずは国において議論されるべきものと思います、考えております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

あの、激変緩和措置について説明をされました。そのことは重々承知の上で質問しているわけですが、激変措置があったにしても、いずれはのしかかってくる問題であります。そういう意味からですね、やっぱりこの反対の声を上げていくということは重要なことだと思っています。全国知事会にしても町村会にしても、そういう声を上げておられると思いますけれども、私は町長が、この問題についてどういう立場でおられるのかというところを確認したいというところからの質問でありますので、これ以上深堀はして質問はしませんけれども、やはり町民の置かれている立場にとって、今度のインボイスがどういう結果をもたらすのかというところを、もっともっと深堀して研究していただきたいというふうに思ったところであります。

次の質問に移ります。次は国保の問題であります。

様々な税金とか社会保険料ありますけれども、その中で非常に重いのが国民健康保険だと私は考えております。これまでも様々な形で国保料の問題などを質問をしてまいりました。特に私が問題にしておりましたのが、もともと高いのが国保料でありますけれども、とくに均等割。このことが重要な問題ととらえて今まで発言してきました。

これは所得がゼロの世帯にも、あるいは所得が減ってしまった世帯にも負担が重くのしかかっている問題であります。産まれたばかりの赤ちゃんにも産まれた瞬間から保険料

が発生します。0歳児を含めた家族一人ひとりに課金されるために、子どもが多い家庭ほど国保料が高くなります。子どもの均等割の減免について、私は以前から求めてまいりました。このことについても全国知事会あるいは市町村会等からも国に対して要望が出されております。ここに至って、ようやく国が動いたわけであります。

ご承知のように本年度から就学前までですが、国保料の均等割額の5割を公費で軽減します。7割、5割、2割の軽減措置がされている世帯には、そこからさらに上乘せして減免を受けることができます。私は、国がようやくこの問題について重い腰を上げたというふうに感じています。本来ならば、均等割そのものをなくして欲しい、これが私の本音であります。国民健康保険に新たに公費を投入するということは、一歩前進と評価はしています。しかし、軽減の対象が未就学児にとどまることから、少子化対策としての子育て支援策としては十分とは言えないと思います。

ここで私が昨年行いました町政アンケート、これに記載された町民のみなさんの声、二つほど紹介します。

ひとつは、「私の家族は子供が4人。高校生からお金が教育費にすごくかかります。この国では、子どもは1人だけとなっても仕方がないと思います。」

もうひとつは「子育て支援は、中学校までは学費等あまりお金がかからないので必要ない。高校から必要です。」こういうアンケートの意見が返ってきております。

こうした子育て中の町民のみなさんの声からもわかるように、子どもが成長するにしたがって、家計への負担は重くなっていきます。

全国をつぶさに調べることができませんでしたが、独自に減免している自治体がありました。愛知県の一宮市、あるいは大阪府では大阪市。大阪市では所得制限なしで18歳未満の子どもを均等割の減免対象にしています。政令市では、仙台市が子育て支援として18歳まで均等割を3割軽減しています。これは国が制度を導入する前の話であります。

そこでお尋ねしたいことがあります。コロナ禍での生活支援、そして子育て支援を進め少子化に対応するために、国民健康保険料の均等割減免について、本来なら全額免除を要求したいのですが、国の措置を拡充することを提案します。対象を18歳まで拡大して実施する必要があると考えるからであります。町長の考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて国保料の均等割減免を18歳まで拡充し、子育て支援を進めるべきとの質問であります。

議員からもございました今年度から未就学児の、この均等割の保険料が5割軽減となりました。それで国の考え方としては、子育て世帯の負担軽減の観点から、広く子ども

がいる世帯に対して一律に軽減を行うこと。そのうえで、未就学児における医療費の自己負担割合やその他の制度も参考とし、国と地方で必要となる財源を考慮して未就学児までということで、対象にされました。それで、もちろんこれまでの軽減対象者については、議員おっしゃいました新たにこの分も軽減が増えるわけですが、議員おっしゃるように、18歳まで拡充することで、これは子育て支援をさらに進めることになりますし、未就学児の減免が導入される際にも対象者を拡大する予定があるかどうかを国に対していろいろな質問が寄せられていると聞いております。

その回答としては、国民健康保険は、すべての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、原則として、均等割保険料として世帯の人数に応じた応分の保険料を負担をいただく必要があると考えていること。そして、更なる対象範囲の拡大等につきましては、必要な財源確保など様々な課題もあることから、地方公共団体と協議を重ね、検討していくとされたところです。まあ、この国と地方の負担割合、国が2分の1、あと県と町がその残り4分の1ずつということになります。

まさに、全国町村会においても、国に対して子どもに係る均等割保険料の軽減措置については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大するように要望しております。これが私どもの声であります。それで、知事会におきましても、知事会においても同様の要望をされております。子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲及び軽減割合の拡充について引き続き検討していくよう要望し、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

答弁いただきました。おそらくそういう答弁をされるだろうと予想はしておったわけですが、やっぱりそこらへんはもうちょっと考えていただきたいなということは、申し上げておきたいと思います。

それで、私、この何年かですね、一般質問をするたびに「子育て支援」ということ必ず入れてきたと思っております。何でもかと言いますと、やはりこの少子化というものが喫緊の課題だというふうに思っておるからであります。さきほど同僚議員の質問に対して、「本町の人口が4,600人を切った。」という答弁をなされました。全国でも同じような傾向にあるんですね。すなわち、この問題というのは、町の存亡に関する問題。あるいは国の浮沈に関する問題と捉えなくてはならないと今思っています。今を逃して、この少子化対策を打たなければ、先が大変細くなってしまうということが言えると思うんです。そういう意味でですね、少子化に対しての子育て支援、子育て支援をして少子化を解決していく、そういう問題につきまして、町長がどういうお考えをしておられるのか最後の質問にしたいと思いますが、これ、通告しておりませんので、答弁をなさなければ、なさなくても結構です。町長にこの所信をお聞かせいただきたいと思

います。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から再質問をいただきました。自分はこれまでの質問の中で「子育て支援」、これを必ず入れていろんな政策提言、質問をしてきたということでございます。

この「子育て支援」というのは、本当に人口減少対策と少子化対策において大事なことで、町もこれまでできることをやってきたと思っております。そうしたことで、宝島社の本で子育て世代が住みたい田舎ということで、第一位にも選ばれておるところでございます。これは、いろんな政策が優遇されて、そうした結果がそういうランキングに表れておるわけでございます。

今回のこの国保料の均等割の 18 歳までの拡充につきまして、先ほども言いましたが、国のほうでは是非ともこれは制度的にそこまで引き上げて欲しいということは、要望しておりますので、是非ともそれが叶うように要望活動もしっかりと行っていきたいと思えます。

それで、たぶん議員は町独自でもやるべきではないかということだと思います。それで、このことにつきましては、やはり国保制度について今後保険料も県で一本化ということもありまして、今うちがそれを引き上げてすることが果たしていいのか。この額については、試算もしておりますが、大きな金額ではないんですが、ただ制度的にこれで本当に皆さんの保険料が安くなったと感じていただけるのか。そもそもの減免がありますので、そうしたところも十分に検討しながら考えていくべきことだと今思っております。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） はい、2 番。

答弁いただきました。答弁をもらえないかと思っていましたけども良かったです。

どう言いますかね、塚原町長の、この飯南町の将来に向けての子育て支援、それによる少子化対策ということを知ったかっただけなんですけども、まあ言われませんでした。これ通告してなかったんで仕方ないんですけども、やはりそこらへんをですね、もっともっと考えていかないと町が無くなってしまう。国の発展が望めなくなるというところにつながっていくと思いますので、是非ともですねお考えいただきたい。それで、そういうことを申し上げておきたいと思います。

次の質問に移ります。

次は犯罪被害者支援条例についてであります。本町には、まだございません。

山陰中央新報が、11 月 29 日から 4 回にわたって犯罪被害者支援条例を取り上げた記

事を掲載しました。その報道によりますと、島根県内で犯罪被害者支援条例を策定している自治体はありません。島根県が、現在開会中の 11 月定例会で策定を検討中ということでありました。少し詳細がつかめてないんですが、大田市が策定検討中となっております。本町は「策定を予定しない」団体に入っております。お隣の鳥取県を見ますと岩美町や八頭町を含め 8 町で策定済み、鳥取市が 12 月定例会へ議案提出予定、倉吉市他 4 町が策定検討中、こういう報道でありました。

支援条例のない中で、現在島根県内においては、島根被害者サポートセンターが活動しています。サポートセンターの昨年度の対応は、169 件。強姦や強制わいせつ、こういった性犯罪被害が 80 件と報告されております。

2005 年に施行された犯罪被害者基本法は、被害者支援を「地方公共団体の責務」と規定しております。生活を支える施策を講じるよう求めています。本町において、未だ支援条例が策定されないのには何か理由があるのでしょうか。その理由をお示しいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて本町での「犯罪被害者支援条例」の制定の検討状況ということで、ご質問をいただきました。本町では現段階において、この「犯罪被害者支援条例」は制定していません。先ほど県内の状況だったり、またお隣の鳥取県の状況等も説明がございました。

11 月 29 日に山陰中央新報に掲載された記事でも、そういうふうに記載されております。私どもの飯南町は「策定予定なし」ということで、そのところへ入っておりますが、これは大田市を除いて全てがここで、「まだ策定予定なし」になっておりましたが、ここへ載った経緯もわかりませんで、これ本当に一律こういう形で掲載されましたので驚きましたが、この議員がおっしゃられたように、県におきましては 11 月定例会におきまして、この「犯罪被害者等支援条例」が上程されております。本町においても条例の制定について検討を始めたいと考えております。

これまで何で制定をしなかったのかということですが、これについては条例の制定は無いんですが、この犯罪被害者等の支援につきましては、現在、雲南圏域 1 市 2 町で構成いたします行政の職員であったり、警察署、それから社会福祉協議会、病院などのいろんな団体から構成します「雲南地域被害者支援ネットワーク」というのがございます。これは平成 21 年の 11 月から施行になっておりまして、もう 10 年以上経過しておりますが、ここにおいて関係機関や団体等との情報共有であったり、支援制度の周知などに取り組んでいるところでございます。

したがって、こうした組織も機能しているということで、まだ条例制定にまでは

至ってないというのが現実でございます。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

理由を述べられましたけれども、私としてはですね、理由にならないと思うんですよ。他の団体で「こういうことをやられておるから。」ということですが、あくまでも法律で「地方公共団体の責務」とされている問題であります。そういうことからですね、やっぱり、この自治体が先陣を切ってここに取り組んでいくという構えなしでは、法律の期待に応えられないというふうに思っております。

もう少しこの犯罪被害について申しますと、犯罪被害者においては、直接的な被害があります。しかし、それだけではなくて精神的ショックや心身の不調、経済的困窮、こういう二次被害にも苦しめられます。そういうことから被害直後のみではなくて、その後もきめ細かな支援が重要になってまいります。これは、本県内においては、まだまだ多く課題を残す分野だと思っています。

町においては、重大な犯罪が発生していないのが現状ではあります。しかし、思いもかけない状態で発生することは否定できません。何かあったときに、住民が最初に相談を持ちかけることができる、その場所は町役場ではないでしょうか。こういう時にこれに対する担当課あるいは責任、こういうことが明確化されていない中で、たらい回しになって対策につなげられない、こういうことが考えられませんか。

ワンストップで役場に行けば何とかなる、そういうことで犯罪被害に対応できるようにするためにも、条例の早急な設置が求められると思います。他の団体に任せるのではなくて、本町が早急に条例制定に着手するべきであります。とりあえず大まかなものを作っておいて、足らざるを後から補うということも可能であります。そういうことがこの基本法に應える道ではないかと思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問をいただきました。議員からは、飯南町が先駆けてこの条例制定をすべきということでございます。

それで、まずですね先ほど本町でのその重大な犯罪行為とかそういうこともおっしゃいましたが、飯南町ではそういったことは起こってませんし、そうしたことが起こらないようにですね未然に活動することも大事だと思っております。

その上で何かあった時に議員からは、まずは役場へ相談ということでワンストップという話でございます。それで、今回島根県がこの11月議会で条例制定いたします。そういたしますと、県下の自治体におきましても、その条例を参考に条例制定が進められるか

と思います。私も先ほどお答えしましたが、この条例制定については、検討を始めたいと申しておりますので、こちらについては県の条例も参考にしながら検討を始めたいと考えております。

○2番（伊藤 好晴） 以上で終わります。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

9番、平石玲児議員。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石玲児議員。

○9番（平石 玲児） はい。9番。

まず初めに、早くも12月師走となり、今年1年を振り返りますと、依然として収まらない新型コロナウイルスが猛威を振るい、寒い時期となって感染者は増加している状況です。今後のワクチンの接種に期待いたしますとともに、感染防止ための処置を怠らないようお願いしたいものです。そして、ロシアのウクライナへの侵攻においては、大きく世界経済は影響を受け、輸入品、特に石油に関するものの高騰であらゆるものが値上げされ、町民の皆様の生活を相当圧迫しており、大変な一年ではなかったかと思えます。

このような物価高騰の中で、様々な分野の産業にも影響が出ています。飯南町の基幹産業の一つである農業においては、原料のほとんどを海外からの輸入に依存している肥料の価格高騰も挙げられます。

政府は、農業経営の影響緩和のため「肥料価格高騰対策」を打ち出し、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料費支援をすることとなりました。この支援を受けるため農業者が行う主な取組メニューとして、土壌診断による施肥設計、堆肥の利用、有機質肥料や局所施肥などが挙げられます。肥料の低減を行う上で見直されているのが、有機機を利用した肥料体系です。

現在、飯南町では平成17年に堆肥センターを作られ、JAが指定管理を受けて堆肥を生産しています。近年施設を改修したことにより、良質な堆肥ができるようになり、この堆肥の利用も年々増加しています。昨年の飯南町の堆肥散布実績を見ますと、畑で約35ha、水田で延べ約1,000haとなり、10a当たりの散布量を1tとすると10,000t強となります。その他町外にも販売していて大変に需要があると言えます。

一方、原料となる畜産農家等からの堆肥の受け入れについては、施設の老朽化で受け入れ態勢が低下していること、それに合わせて生産処理能力を超える搬入があり、受け入れを断っている状況です。

さらには、出来上がった製品の保管場所が限られていることから置き場にも難儀をしている状況です。このような問題を解決するためには、老朽化した施設の改修、増設または新設を考える必要があると思います。

そして、保管場所の問題は、ペレット堆肥の生産機械の導入にあると思います。ペレットの堆肥の利点としては、堆肥の含水量を減らして圧縮することにより容積が減り保管性の向上、袋詰めやフレコン詰めで運搬性に優れ、広域的な流通が可能となります。

その他に現在は、マニユアスプレッダー 1 台で町内を散布していますが、ペレット化することにより、ほぼ町内の集落営農等が保有されているブロードキャスターを利用して、いつでも散布が可能となります。ペレット堆肥は圧縮されていますので、散布量も 10a 当たり 200 kg から 400kg と少量で済みます。マニユアスプレッダー散布機と両方で散布が可能となり、一層散布面積が広がり堆肥の需要が見込めると思います。

本年、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」、通称「みどりの食料システム法」が施行されました。この法律の中でも環境保全のひとつとして、化学肥料の使用量の 30% 低減が求められています。こうした「みどりの食料システム法」の取組を踏まえて、堆肥センターの改修、増設及び新設、ならびにペレット堆肥の生産機械の導入について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石玲児議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

9 番議員から堆肥センターの改修、そして増築・新設、またペレット製造機械の導入についてご質問をいただきました。議員からも紹介がございましたが、私のほうからも少し状況を触れておきます。

堆肥センターは、議員は 17 年整備とおっしゃいましたが、平成 16 年の 3 月に竣工し、7 月から稼働しておりますので、現在稼働から 18 年目を迎えているところでございます。それで、経年による老朽化が見られていましたので、平成 29 年度に施設の本体部分について大規模改修を行っております。議員からは、「施設の老朽化で生産力が落ちたため受入を断っている。」というお話もございましたが、堆肥センターの実態としましては、近年、施設が持ち得る最大能力の量で堆肥の製造を行っております。

それで、糞尿の受入を断っているこの部分につきましては、町内の畜産農家が処理を希望する糞尿の総量が堆肥センターの受入れ限界量を超えていたため、受入を断わらざるを得なかった、というところが事実でありまして、この問題は最近まで抱えておりました。酪農家さんからも「何とかしてくれ。」とご相談はこれまでも J A や町にもいろいろありました。

それで、この受入量に余力が無い問題につきましては、昨年より関係者で検討も続けて

きましたが、今年に入りまして雲南市の堆肥製造施設におきまして牧場が廃業したことにより原材料となる糞尿が不足している、という情報が入りまして、調整の結果、堆肥センターで受け入れられない一部の糞尿を雲南市へ搬出することができるようになりました。既に搬出も始まっておりまして、現時点では町内で発生する糞尿処理についてはバランスが取れている状況にあります。

それで、議員からご提案のあった堆肥センターの改修、増設、新設についてであります。紹介いただきました国の「みどりの食料システム法」に基づく取り組みを進めていく上では、今後堆肥の需要はより一層高まってくると思われますので、理想としては町内で発生する畜産糞尿はできる限り町内で堆肥化して活用することが望ましいと考えられます。しかしながら、この堆肥化施設の増設や新設におきましては、いくつかの課題も考えられます。

まず、町内での牛の飼養頭数ですが、年々変化していることから、発生します糞尿の量も連動して変化いたします。このため、将来的に原材料となる糞尿が安定して確保できる見通しもなかなか立てづらいという状況もございます。この問題は、先ほど紹介しました雲南市の施設の例のように、牛の飼養頭数が減少してしまうと原材料の確保が難しくなるといった状態も起こってきます。

現在の堆肥センターですが、指定管理しておりますサンコープ雲南でございますが、こちらに運営を委託しておりますが、運営の収支としては赤字が続いております。大規模な施設の維持は町が担う形態であっても、健全な経営を安定的に行うことが難しい、といった状況にもあります。こうしたことから、公的な堆肥施設の増設・新設については、かなりのリスクを伴うものと考えております。したがって、当面は現状の堆肥センターを確実に維持しながら経営を安定させることに取り組むことが基本であると考えておりまして、現時点におきましては、増設や新たな施設の整備を行うという考えは持っておりません。

今、来島牧場がですね施設整備を進められて増頭計画もございますが、こちらの増頭分の糞尿の増加分については、自己施設でですね処理を考えておられます。こういった増頭が今後、来島牧場の場合は大規模でございますが、やはり独自での処理設備を設け自己処理していくことも大事ではないかと考えております。

それで、もう一つご質問のペレットの生産機械の導入についてであります。

指定管理先のほうからは、その運営状況の報告を受けておりますが、先ほど申しましたが、収支としては赤字の運営が続いております。それで、収支の改善に向けては、指定管理先と検討を重ねてきておりますが、先方からは課題として、堆肥の保管場所が少ないため、堆肥が出来たそばから頻繁に散布する必要があるとしまして、この作業に手間がかかっているということ。それと同様に堆肥の保管場所が少ないため、一部の堆肥は販売に回すことができず。撒く時期が決まっておりますので、一部の堆肥は販売できずにやむを得ず無償で引き取ってもらうということが挙げられております。これらの問題を

解決する策として堆肥のペレット化が提案されています。これは、指定管理先からも提案でございます。

堆肥をペレット化にしますと。今ペレット、ペレットと言いますが、普通の堆肥はバラ堆肥で、粉と言いますかフワフワしたのですが、ペレットは鯉のえさのような圧縮した細かくしてペレットでございます。その堆肥をペレット化しますと製品量を圧縮できますので、保管効率が良くなりますし、運搬や散布にかかる労力を大幅に削減することもできる、といったメリットがあります。これは議員からも紹介されたとおりです。

それで、ご存知だと思いますが、これまでも指定管理者自らが堆肥センターにペレット製造機械を導入されたこともございます。これは現在故障しておりまして、それは海外の中古製品ということもありまして、なかなか部品の調達ができずに修繕ができないということで、何とか町に新たにペレット製造機械の導入を検討してもらえないかという要望を受けております。

町といたしましても、堆肥センターの運営上そうした効果が期待できる機械と考えております。このペレット機械については。早ければ来年度にも機械が導入できないか、一部の堆肥をペレット化できるよう具体的な検討を現在進めているところでございます。

○ 9 番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員の質問を許します。

○ 9 番（平石 玲児） はい。9 番。

次に、公用車の管理等についてお伺いいたします。

本町の業務の執行を効率的・機動的に推進するために公用車があります。経費の節減を行うため、本町の業務執行にあたって適正な車両数の把握のために、通常の業務に使用されている公用車の利用率、稼働率等を把握されてますのでしょうか。また、他の自治体では、車検切れの車両をそのまま運行しているという不祥事が発生し、マスコミにも取り上げられました。本町において、車検や法定点検、車両管理等の方法は確実に行われているのでしょうか。

先般いただきました「令和 3 年度公用車一覧」によりますと、当町では 156 台の公用車を保有しています。内訳として各課の業務で使用している台数は 79 台、特殊な用途として消防用は 31 台、除雪用は 21 台、その他乗合バス等は 25 台となっています。車両の取得や維持管理には多額の支出を要しています。厳しい財政状況のもと、公用車のより一層の適切な管理と運用が求められていると思います。本町においては、公用車の更新基準規定をされているのでしょうか。

資料 1 をご覧いただきたいと思います。これは、代表的な乗用車、マイクロバス、大型バス、消防車の更新の算定をするための一例の表です。車種は乗用車でご説明致します。

購入価格が 176 万円とします。そして、乗用車では 13 年目で更新としました。7 年目で残存価値がなくなるとして、一般的には原価償却の考え方と同じですが 7 年以降は 5 %、

それまでは均等割で大体 14% ずつ価値が減ってくるとして計算してあります。例えば 7 年目のところだと、修理に 5 % の 8 万 8 千円まで掛けられることになります。これを超えれば更新という考え方です。修理費は下の 4 番目にも記載してありますが、塩害等の板金修理費、故障整備費、継続検査いわゆる車検を合格させるための整備費等をいい、定期点検費用は含まないものとします。

次に資料 2 をご覧ください。これは、除雪用ローダーの更新の算定をするための一例です。

除雪用ローダーは、建設機械でアワーメーターがありますので若干考え方が違います。修理費累計額と修理見積額によって、2 つの見積りから条件の悪い方にとって更新を決めます。

まず除雪用ローダーの使用限度年数を 25 年とします。そして耐用時間を 7,500 時間とします。左の表は 25 年目に価値が無くなるように減価率を決めています。右は 7,500 時間を 25 年の均等割で、年間 300 時間使用するように作っています。この例の除雪用ローダーは、現在 20 年が経過し使用時間が 3,600 時間とします。左の表のところを見てもらいますと、これまで 20 年でかかった累計の修理費が 700 万円だったとします。このたびの修理に 200 万円掛かるとします。20 年目の累計修理費限度額は 801 万 6 千円ですから、今までかかった累計費の 700 万円を引きますと残り 101 万 6 千円しか掛けられませんので、修理すると不経済となります。

一方、右の表の使用時間では最大掛けれる金額は 3,600 時間のところを見ていただきますと、490 万 8 千円ですので 200 万円の修理費は範囲内ですので修理が可能となります。しかし、累計修理費がオーバーするので不経済となり、更新する必要があるという考え方です。

更新基準については実態にあわせて定める必要があり、車両の状態は一様ではありません。個別に判断を要する車両もあると思いますが、長期の年月を使用運行することは、修理費等の維持管理費が増える可能性や車両の故障による事故の可能性が高まることも考えられます。車両の安全確保や環境への配慮等から修理費の実績データの収集、故障の発生度合い、同規模の市町村の基準の把握などを行い車両更新基準の策定をし、確実に車両の更新がなされなければならないと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石玲児議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、公用車の管理などについてのご質問をいただきました。

はじめに、議員からも紹介があったように、車両管理の不手際を私も報道を通じ目にし、即座に本町所有の車両すべての再点検を指示したところであります。もちろん住民の命を預かる町営バスであったり、スクールバスの管理、もちろん「うっかり」では済

ませられません。私も感じたところでございます。

このような中、ご質問いただきました公用車の利用率・稼働率の把握ということでございます。このことについては、役場の公用車につきましては、既にシステム化されておりまして、個々の車両の使用頻度であったり、使用者、時間などは管理できるようになっています。しかし、稼働率までは算出しておりません。本庁舎の管理分の、その稼働状況を見る限りでは、使用願のところを見ますと常にだいたい予定が入っておりまして、稼働率が低いという状況にはないと認識しております。

それから二つ目の質問、車両管理が確実に行われているかということにつきまして、これは毎年度、年度初めに車検の時期をチェックし、該当車両の洗い出しを行います。また、10月を目途に再度、翌年度に車検時期を迎える車両をチェックいたします。これは、翌年度当初予算に車検等の経費を計上するため、また、車両保険料のチェックのために行っていることであります。

こうした確認作業を総務課の財産管理担当にて年2回行うことで、車検切れの「うっかり」、そうしたことが決してあってはいけませんが、防いでおります。二重チェックといたしましても、各課も管理する車両のチェックを行い、確実に点検・車検などを行っているところでございます。

これは参考までですが、車両管理以外のところで車の管理は当然のことですが、それを運転する運転者、まあ職員ですが、免許の更新切れがないかどうか、これは毎年度初めに免許と、通勤に使用する自家用車の車検証の写しの提出をルール化して確認しているところでございます。

それから三つ目の車両の更新基準についてであります。これについては、議員から自らこうした公用車の更新基準を作成され、今詳細に説明いただきました。本当に参考になる資料であります。

それで、今、町が保有する車両について、更新基準は明文化しておりません。車両のほとんどの耐用年数、これさっきの議員の資料にもございました6年。軽自動車は4年あります。とされておりますが、現実的にはこの年数では更新はしておりません。先にも申し上げましたとおり、明文化はしておりませんが、特殊車両を除く、一般車両については、おおむね10年を経過するものや、10万キロを超過する車を更新の対象として、財政上の基準としております。このことにつきましては、修理費がそれで、議員が修理費がそこで想定以上に掛かる場合は更新ということで、そういった目安のために基準の表を提示していただきました。これ、参考にさせていただきたいと考えておりますが、こうした資料を町では作成しておりません。

ただし、特殊な車両の消防車であったり、除雪車、町営バス、スクールバス、比較的更新の年数が長いものについて、これは維持管理費も含めた年次的な更新計画を作成し順次、更新を行っているところであります。

今後、ご指摘のありました乗用車、軽自動車79台ございますが、この更新計画につき

ましては、もちろん保有台数を見直すこととしておりますし、自治体D Xにおきまして、全車両の維持管理も含めたシステム導入、そうしたことも検討していますので、その中で更新のルールを徹底してまいりたいと考えております。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質問を許します。

○9番（平石 玲児） はい。9番。

システム導入ということで。適切に管理をされるということで、システム導入をされたら、今、稼働率。利用率ですね。いや稼働率をまだ調べていないということで、データ的に出てくると思いますので、そのデータを基に本当に使用していない車というか、稼働率の悪い車、これも一回洗い直されて適切な使用台数というか、そこらへんも（聞き取り不能）いただきたいと思います。

次に、公用車の更新計画についてお伺いします。

環境保全を配慮した公用車は何台保有しておられますか。今後更新される公用車は、電気自動車やハイブリッド車、PHV車や軽自動車など環境に配慮した車を導入する必要があると思います。

すでに当町では、大部分が軽自動車を導入されています。使用年数の長い車は、現行の燃費基準や排ガス基準を満たさず環境負荷の削減に寄与しないと思います。電気自動車は災害時の電源車としても活用できるので、これも視野に入れて更新計画を策定する必要があると思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石玲児議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、公用車の更新計画についてご質問いただきました。

はじめに、環境に配慮した車両の保有台数についてのご質問であります。本年度当初時点で、特殊車両を除く通常使用する車両79台のうち、環境に配慮している、電気自動車は2台であります。ハイブリッド車両は5台ございます。その占める割合はまだ低いと感じております。それで、除雪車、それからバスなどの車両につきましては、近年納車、平成30年度以降の納車でございます。これに搭載されているエンジンは、環境に配慮した窒素酸化物を低減する「クリーンディーゼル車」となっております。

それで、本町におきましては、さっき電気自動車2台ということを申し上げましたが、11年前にこれは購入して早くに導入しております。航続距離が課題でございましたが、現在は、その当時の倍以上の性能があると聞いておりますので、SDGs、脱炭素に取り組む中、初期の導入コストは必要ですが、災害時にも有効である電気自動車を今後は視野に入れ、導入を行っていきたいと考えております。

またこれは参考までにでございますが、本年6月に三菱自動車様と「災害時における電

気車両等の支援に関する協定」を締結しております。議員ご提案の災害時に電気自動車を活用した電力供給も可能となることや、島根県もトヨタ自動車と同様な協定を締結されております。その電気自動車を有事の際に必要なに応じ、市町村へも貸与するということも可能となっております。

こうしたことで、更新計画につきましては、先ほどの特殊車両については（聞き取り不能）と言いましたが、きちんとルールをちゃんと定めて今後更新に努めてまいりたいと考えています。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石玲児議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で 13 時といたします。

午前 1 1 時 4 6 分休憩

.....

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

子どもたちが戻って来たい、住み続けたいと思える町を目指します、戸谷ひとみです。

今日は、頓原小中学校の通学路の子どもの安全確保について質問します。

先月、町道頓原長谷線道路改良工事に伴う住民説明会が行われました。頓原小中学校の通学路になっている長い坂道の改良工事についての説明会です。

約 40 年前、頓原中学校が今の場所に建てられた後、通行に支障があることから、路面を温めて凍結を防ぎ、雪を融かすためにロードヒーティングが設置されました。ロードヒーティングがあることが、小学校の建設場所を選ぶ時に影響を与えたとも聞いています。決して広くはなく、見通しの悪い坂道に設置された 2 m 幅のロードヒーティング部分を、車と子どもたちが譲り合いながら通行していたのです。狭くてカーブのきつい道だったので、車はしっかりスピードを落として走行していたとも言えます。

この道を広くする拡幅工事が始まって数年経過していた令和元年、ロードヒーティングが廃止されるらしいという噂が保護者の間で広がり、子どもの安全を心配する声が多数あがりました。私は当時、頓原小学校 P T A の役員をしていたため、どんな工事計画

になっているかを説明するよう、役場に働きかけた一人でもあります。その後立ち上げた「頓原小中学校登校路の子どもの安全を考える会」で事務局を務めたこともあり、この道路に強い関心を持っています。

11月15日にみせんで行われた説明会では、ロードヒーティングを使わずに除雪と凍結防止剤の散布をすることで、歩行者と車両の安全を確保できるのかを検証した結果、通行に支障はなかったため、ロードヒーティングを設置せずに工事完了を目指すという説明がありました。

私は昨シーズン登校時間に合わせて、ほぼ毎日坂道の様子を見に行きました。下校の時間もできる限り現地に行きました。積雪や凍結している部分はあっても、歩行に大きな支障がないことは私自身も体験しています。しかし、車が歩行者である子どもたちに突っ込むというリスクは、季節に関係なく起こりうることです。このことについて、どんな対策をしますか。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

10番議員より、頓原小中学校通学路の安全確保について、ご質問をいただきました。

昨年度実施しました頓原小中学校通学路の路面検証におきましては、議員自ら検証期間中ほぼ毎日見守りに出掛けられ、日々の通学の様子を確認いただいたところでございます。下校時もということで先ほどございましたが、本当にありがとうございました。

うした中で、議員からは「季節に関わらず車が歩行者に突っ込むリスクに対して、どんな対策をとるか。」というご質問でございます。議会の全員協議会や住民説明会でも説明をしておりますが、この道路、線形や勾配の見直しに併せまして道路幅員を拡幅し、その上で除雪を徹底し安全対策を高めた上でロードヒーティングは廃止するということで事業化された経緯がございます。それで、議員からも議員からもございました、これまでの検証の結果、歩行・車両通行において支障がなかったということで総括させていただきました。議員からの感想もそういうことで述べられました。先月には今後の安全対策と併せ、保護者説明会、住民説明会、11月15日のことですが開催し、おおむね参加者の皆さんからのご理解もいただいたところであります。

それで具体的な安全対策としては、歩道部を明確にするカラー舗装、こちらにつきましては、当初片側だけを考えておりましたが、冬期間、半分から下側については、両側ということでカラー舗装をいたします。それから車道部において、排水をよくするための、これ水を切る形でのグルーピング舗装と言いますが、そうした工法を用います。それから、歩車道、歩道と車道を分離するための区画線（聞き取り不能）ということで、通常ゼブラということで斜めの線を引きますが、あの線を車道と歩道部が分かれるところについては、（聞き取り不能）いたします。それから、車の速度を抑制するための徐行

看板の設置などの対策を講じてまいりたいと考えております。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

昨年 6 月、千葉県八街（やちまた）市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童 2 人が死亡、3 人が大けがを負う事故が起きました。運転手からは、基準を上回るアルコールが検出されたということです。事故が起きた場所は平坦で、まっすぐな見通しの良い道路。ガードレールや歩道はありませんでした。

この悲惨な事故を受けて、国土交通省と文部科学省及び警察庁が連携し、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会、学校、PTA、道路管理者、警察などによる合同点検を実施するようという依頼があったようです。当然、飯南町にもあったはずです。

その際、すべての公立小学校などを対象とした通学路の危険箇所のリストアップに、新たな観点が追加されました。道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通るという従来の観点到、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道など車の速度が上がりやすい箇所や、大型車の進入が多い箇所、過去にヒヤリハットの事例があった箇所、保護者などからの改善要請がある箇所という新しい観点が追加されたのです。

頓原小中学校の通学路であるあの坂道は、広くなり見通しも良くなったため、車の速度が上がりやすくなっています。また、保護者や地域の方から不安の声も上がっています。新しい観点到基づき、危険であると認識すべき道路になったと考えますが、いかがですか。教育長にお伺いします。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

昨年 6 月の千葉県における事故を受けて「新たな観点到」に基づく通学路の合同点検を実施するよう国から通知がありました。その内容については、議員がご紹介いただいたとおりでございます。議員からは、その「新たな観点到」に基づき、この通学路が危険であると認識すべき道路ではないかということでございます。

教育委員会としては、今ご質問いただいています、この通学路はもちろんですけれども、町内小中学校のすべての通学路について危険な箇所はないか、通学に支障がある箇所はないか、そういう地点、つまり児童生徒の通学に何らかのリスクがあつてはならないという認識のもとで、国の通知を踏まえた通学路点検を実施しています。これまでの通学路点検において、この路線については「凍結や積雪時の安全確保」、あるいは「坂道途中の法面の樹木が危険である」こういった意見をいただいていた。「法面の樹木の伐採」については、今年度すでに伐採を済ませております。

そして、ご心配いただいておりますけれども、「凍結や積雪時の対応」については、路面検証の結果であったり住民説明会、これらを踏まえて道路管理者が示された方針で冬季の維持管理と安全対策を実施していただくことになっております。

教育委員会としましては、引き続き、頓原小中学校の通学路を含めて、町内全域の通学路について定期的な点検、これで危険箇所を確認し、関係機関と連携して必要な対策を取ることで、子どもたちの通学の安全を確保できるように対応していきたいと考えております。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

日本道路協会が開催した道路交通安全施策に関する説明会の資料によると、子どもの安全な通行を確保するための道路交通環境の整備として、歩道の整備、交差点改良、車道と歩道を分ける防護柵の設置、速度を抑えるため道路を狭くする狭さくの設置、区画線の設置、カラー舗装、樹木の伐採などがあるとのこと。

町道頓原長谷線の通学路部分の安全対策として最適なのは、車道と歩道を分ける防護柵を設置することだと思います。なぜなら、防護柵を設置するだけの十分な広さがあること、そして、防護柵が手すりにもなるため、より安全に子どもたちが歩けるからです。

防護柵を設置することについて町長はどうお考えですか。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、「防護柵を設置することについての考えは」とのご質問でございます。

それで、歩道と車道の分離につきましては、当初の設計後もいろいろな検討をしてまいりました。それで結果は、歩道と車道の間隔を確保することができるため歩道部分については、カラー舗装による歩道設置ということで防護柵の設置は考えておりません。それで、今の車道と歩道の分離のところで、先ほども申し上げましたが、ゼブラ区画線ということで斜線を引きまして、そこには車が侵入しない歩道部分についての明確な表示をすることで、そこを安全に通行していただくということを考えております。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

頓原小中学校の通学路の坂道と同じくらい急なため、比較対象として飯南高校の坂道がよく話題に上がります。この坂道は車道と歩道が分かれています。歩道が車道よりも高くなっているため、よほど乱暴な運転をしない限り、車が子どもたちに突っ込むことはないでしょう。飯南高校の坂道の除雪や安全対策はどのようにされていますか。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からは、「飯南高校の坂道の除雪と安全対策」についてのご質問であります。

これは同じぐらい坂道であるということで、例に出されたと思いますが、この道路の車道除雪については、町の委託業者により除雪を行っております。歩道除雪につきましては、町から地元の個人の方へ委託し、歩行の除雪機、これによる除雪を行っていただいております。この道路につきましては、凍結防止剤の散布については、実施しておりません。先ほど議員からございました、この路線のですね一部については、飯南高校まで上がる道ですけど、いまの小学校グラウンドのところの高さぐらいのところですが、あそこから下については一段高い、歩道部分が一段高い、そういう状況になっております。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

車道と歩道を防護柵で分離し、飯南高校と同じように歩道は歩道用の除雪機を使うという方法もありますし、歩道の除雪作業や凍結防止剤散布作業の必要がないように、歩道にロードヒーティングを設置するという方法もあります。歩道であれば設置幅は短くなるため経費も抑えられます。この案についてどう思いますか。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に歩道部分のみにロードヒーティングを設置してはどうかというご質問でございます。

それで、今回この道路、非常に現道も含めて改良部分、この部分も含めて広い幅員になります。それで、除雪の際は広範囲に除雪し、凍結防止剤もしっかり散布することで、これ検証時においても歩行者の安全性が確認できております。議員からも提案がございましたが、歩道部分についてのロードヒーティングの設置は必要はないと今は考えております。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

次に、道路の維持費について質問します。

2 m 幅のロードヒーティングが稼働していた時、年間で約 230 万円の電気代と約 20 万

円の除雪費、合計 250 万円がかかっていました。ロードヒーティングを新設しないのは、年間 250 万円かかっていた経費を削減するためだと聞いたことがあります。ところが、ロードヒーティングを使わず、除雪と凍結防止剤散布で対応した昨シーズンにかかった経費は、除雪費が約 130 万円、凍結防止剤散布に係る費用が約 310 万円、合計 440 万円です。平均 250 万円だった経費が、440 万円に上がっています。経費を減らすという意味もあってロードヒーティングを廃止することにしたのではなかったのでしょうか。担当課に確認したところ、この 440 万円の費用は、登校路側の約 400 メートルと花栗側の約 800 メートルと、病院とみせんの駐車場、ヘリポートに係った費用であるとのことでした。登校路側で約 130 万円、花栗側で約 260 万円と試算されています。

現在、花栗地区の子どもたちはみせん側の坂道を通学路としているため、花栗側の道路を使って通学する子どもはいません。また、この道はそもそも町が作ったものではなく、送電線の鉄塔を作るために中国電力が建設した道路だと聞いています。ですので、花栗側の道路の安全対策をどの程度するのかは、利用状況と道路ができたいきさつも踏まえて検討する余地があると考えます。

また、凍結防止剤散布の条件も見直しが必要ではないでしょうか。昨シーズンの様子を見ていて道路に水分がなく、雪が降る予報でない日にまで路面が真っ白になるほど凍結防止剤を散布する必要があるのかと疑問に感じました。散布費と凍結防止剤購入費を合計すると、一回当たり平日は約 33,000 円、休日は約 38,000 円かかると確認しています。凍結防止剤散布の条件を検証することも必要ではないでしょうか。

この 2 点について町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次にこの登校路それから花栗側も含めてですが、この維持費について検証すべきというご質問でございます。

それで、現時点では改良工事が完了するまでの冬期間において、登校路を上り方向への一方通行規制をかけることから、登校路への凍結防止剤の散布に併せて花栗方面への十分な除雪対応、そして凍結防止対策を実施することで車両の安全確保に努める必要があると考えております。12 月から規制は始めておりまして、既に凍結防止剤も散布をしておるところでございます。この凍結防止剤の散布については、今町道では唯一この箇所のみについて行っております。町では散布剤の機械は持ち合わせておりませんので、県に委託する。県道を委託業者さんが散布されますが、その業者さんへ委託して県の基準であります、これは「夜間時の気温が 0 度以下となる恐れがあると判断される場合」ということで、基準はあります。基本は 19 時頃散布されます。そうした実情もござい

道路がですね、あと。今令和4年で災害の関係でちょっと中断しておりますが、5年、6年と工事を進めてまいります。それで、道路が完成した場合は、この登校路側だけに散布をもちろん限定して行うということで想定しておりますし、当然その散布費については相当な経費も掛かりますので、経費削減につながる手法については、ご指摘のとおり検討する必要があると考えております。

私も国道とか県道を通勤時にも通りますが、国道においてはこうした気象条件であれば、気温が下がっても部分散布ということで、カーブとか橋の上、そういうところだけを散布されております。県道につきましては、これは県のほうでの判断ですが、部分散布、その路線全部をわりとしておられる傾向もあります。そういったことで、経費削減につながるような散布については、もちろんそういう方法に努めてまいりたいと思います。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

「子どもたちに突っ込んではいけないので登校路側の坂道を車で通行しにくい。だから、花栗側を通る。」という声も聞いています。安全対策に不安があるから通行しにくい道路となってしまうと、そもそも大金をかけて道路工事をした意味も薄れると思います。

先ほど話した千葉県八街（やちまた）市で下校中の子どもたちが巻き込まれた事故現場では、約10年前、小学校のPTAが市に繰り返しガードレールの設置を求めたそうです。ところが市は、道路の構造上不可能と説明。拡幅も用地買収などが必要になるため難しいとして、有効な対策はとられなかったそうです。「ガードレールの設置を求め続けていれば、子どもたちを守れたのではないか。」「ガードレールを設置していれば、子どもたちは命を落とさなかったのではないか。」悲惨な事故が起こった時、そのように考えた人もいたのではないのでしょうか。

町道頓原長谷線道路改良工事が計画されたのは約10年前。この10年の間に全国で登下校中の子どもたちが巻き込まれる悲しい事故が複数件起こり、国も子どもが安心して通学できる安全対策を重要課題としています。「設計段階で車道と歩道の分離について検討した結果、除雪作業及び凍結防止剤散布作業を考慮して、分離しない設計である。」と住民説明会で説明されましたが、約10年前に考えられた設計にとらわれず、再検討が必要ではないのでしょうか。車が突っ込んで登下校中の子どもたちがケガをした時、最悪の場合、命を落とした時、私たちは後悔しないのでしょうか。一番大切にしないといけないのは、子どもたちの安全だと思います。

もう一度お伺いします。頓原小学校、頓原中学校の子どもたちが全員歩く通学路であり、事故のリスクの高い長くて急な坂道に車道と歩道を分ける防護柵を設置し、季節に関係なく登下校中の子どもたちに車が突っ込まないような対策をとりませんか。町長と教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からは、登校路の防護柵の設置について、再度のご質問であります。もちろん全国で、いろんな悲惨な事故が発生しているのも事実であります。

飯南町の通学路、この路線にももちろん限りません。そうしたカラー舗装がない部分を登校している箇所ももちろんあります。そうした意味で、この路線については、きちんとカラー舗装で歩道を表示、それも冬のことも、このカーブで車がそうした突っ込むというリスクも考えつつ、両側への歩道設置の部分もございます。そうしたことと、ただいまのゼブラ表示ということで、斜めの区画線を引いて車両が侵入しないということで、車両が通行できる部分はそこに限定して通行していただく。歩道部分については、入らない。もちろんスリップのこともご心配になるのは当然ですが、これについては凍結防止剤できちんとか対応していくということで、今年の検証でも確認ができております。そうしたことで、再度のご質問でございますが、今のところ防護柵は設置しない方法での改良を進めてまいりたいと考えております。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

ここ 10 年間の間に本当にニュースでもいろんな事故が報道されております。本当に痛ましいことだと思っております。

今、ご質問をいただきましたけれども、この路線につきましては、これまでもいろんなご意見、ご心配をいただく中で、年数をかけて検証がなされて、その結果が出たことを踏まえて道路管理者のほうでいろいろな対策を講じられ、安全管理、維持管理をされるということで、先般説明会もあったところでございます。

教育委員会の立場としましては、道路管理者がそうした対策を講じられるということをしっかりと見守って、また毎年それをチェックさせていただいて、子どもたちの安全な通学に資するということで、道路管理者のほうにもお願いをするということだと思っております。そしてこのことについては、この路線のみならず、すべての学校の通学路について、やはり必要なことだと思っておりますので、そうした認識を持って通学の安全に努めていきたいと考えております。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

最後に確認させてください。もし、この道路で事故が起こって、子ども達が怪我もしくは命を落とした時、どのようにされますか。確認させてください。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

起こってはいけないことですが、この道路で事故が起こった場合の責任について、議員のほうから問われました。

もちろん道路管理者に過失がある場合には、その道路管理者の責任となりますし、それから当事者、車両を運転していた本人ですね、に責任があればもちろんその方の責任となります。

町の責任としては、この道路管理をしっかりとする。それから冬期間は、除雪、凍結防止剤、できる限りの安全対策を行っていくということだと思っております。これまでも、さっきもありましたが、法面がありますので、上がる右側。その木の倒木であったり、いろんな危険というのは常にはらんでいるかもしれませんが、そうしたことを平時から点検しながら出来る限りの安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

8 番、安部丘議員

○8 番（安部 丘） 議長。8 番。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員。

○8 番（安部 丘） はい。8 番。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、高齢者福祉のビジョンについて伺います。これについては、令和元年6月と昨年12月にも一般質問をしております。現在、作成中である「飯南町高齢者グランドデザイン」にあたるものです。高齢者福祉の中でも最後の砦となる特別養護老人ホームあかぎの里と愛寿園になりますが、この施設が介護職員の不足や施設の老朽化などで、持てる機能を十分に発揮できなくなりつつある状況を憂慮しての質問でした。

昨年12月の町長答弁では、「急がれる課題であり、副町長をトップとした体制を早急に構築し、必要なサービスを第9期介護保険事業計画に盛り込む必要がある。」とされました。あれから1年が経過しますが、町政座談会や「広報いーなん」で示されたものは、現状を紐解き、課題を整理し、町民に理解を求める内容にとどまり、次へのステップについては触れられておりませんでした。これはこれで大切なことではございますが、9カ月を経て示される成果としては、少し寂しく感じたところでございます。

今議会の冒頭、町長行政報告で「グランドデザインを本年度中に作成したい。」と改

めて目標を示されました。余すところ3カ月です。現在の進捗と作成上の課題について、体制のトップである副町長に伺います。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質問に対する答弁を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。

8番議員から、高齢者福祉のビジョン、グランドデザイン策定の進捗状況について、ご質問をいただきました。

この件につきましては、議員から過去2回にわたりご質問をいただき、先ほど議員からありましたとおり昨年12月には、「副町長をトップとして庁舎内プロジェクトチームを立ち上げ取り組む。」と町長が答弁されたところです。その後、役場内で協議をスタートいたしました。並行して町内各事業者の現状や課題、意見、今後の事業方針について、各事業者のトップにヒアリングを実施いたしました。これは、私も全て参加いたしました。

さらに、議員がご心配されております社会福祉法人の2事業者については、それぞれの理事会にもお伺いし、直接意見交換させていただきました。いずれも歴史の長い法人だけに、理事の皆様にも様々な思いがあり、意見の調整が難しいのが現実です。そこで、2つの法人から代表となる数人ずつを選出し、限られたコアメンバーで、グランドデザイン策定に向けた意識や方向性、こちらを合わせていくこととなり、現在、月に1回程度の会議を重ねているところです。

この会議では、概ね目指す方向の共有はできておりますが、具体的にどう進めていくかの各論につきましては、かなりデリケートな部分もありまして、慎重に議論を進めております。

議論する中で、課題はもちろん様々ありますけれども、主なものとしては、先ほど議員からもありました「介護福祉人材の不足」。これが将来的にも見込まれる中で、介護保険事業以外のサービスを含めまして高齢者の皆様に対し、こういったサービスをどの程度提供するか。今後の要介護者の見込みも踏まえて、そのバランスの調整が必要であること。

また、介護従事者の皆さんの「働き方改革」。離職防止につながる働き方改革や感染防止対策、こうしたものを考慮したハード整備。そのハード整備とその整備財源をどう確保するか。ソフト・ハード両面での課題が挙げられます。

今年6月から7月にかけて、町内で発生しました新型コロナウイルス集団感染への対応などにより、私どもも法人のほうも協議を実施できない期間がありましたので、当初想定していた検討スケジュールからは、かなり遅れが生じております。とは言いながらも、令和6年度からの第9期介護保険事業計画、この策定に向けての作業と同時に進めるためにも、今後スピード感をもって取り組んでまいりたいと考えております。以

上です。

○8番（安部 丘） 議長。8番。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

ご答弁をいただきました。多岐にわたる課題を全て土俵にあげて上手にコントロールいただいている状況が手に取るようにわかります。施設によって抱える課題は様々でございまして、各法人とも課題解決に懸命に努力されておいでです。

また、施設ごとに今後の方針や事業計画についても、それぞれ異なるものと思います。しかしながら、ビジョンについては、各法人の事情にとらわれ過ぎず、これまで本町を支えておいでになったご高齢者を、今度は町が如何に支えるかという視点で、行政だからこそその政策判断を期待致したいと考えております。改めて「日本一福祉のまち」をどのようにとらえ、目指されるおつもりなのか町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

先ほど、副町長から現在の進捗状況については、お話しさせていただきました。

私も、社会福祉法人2法人から様々なご意見や現状をお聞きしたり、これまでの会議の報告を受ける中で、先ほど副町長が言いましたデリケートな部分、そうした部分もあるわけですが、どの法人にも課題が多いと感じております。

それで、2町合併、合併以前より、それぞれに住民福祉の向上に寄与してきた歴史もございまして。今更ということではありますが、旧赤来町におきましては、来島診療所を中心に保健福祉機能を同エリアに設置いたしまして「生きがい村」と名付け、一体的に運営をされてきました。旧頓原町では、早くから病院機能を充実させて、保健福祉機能を近隣に設置しながら、地域福祉の充実を図ってきました。その結果、合併後24時間365日、救急医療を担う飯南病院を中心として、多くの福祉施設で様々な福祉サービスが提供されてきました。現在も、この福祉関係の、医療福祉関係の従事者は400人を超え、本当に本町においての一大産業となっております。

そして、飯南病院前院長、安田先生ですが、が提唱されました「生きがい村構想」は、現院長の角田院長により「飯南町の地域包括医療・ケア」に受け継がれ、保健医療福祉、介護の視点から住民とともに、QOLの向上、これは生活の質の向上であります。これを目指しています。角田院長が掲げる「地域包括医療・ケア」は、私が公約の一つに掲げます「安心・安全なまちづくり」そのものであることから、飯南町に生まれて、最期までこの住み慣れたこの町で暮らせるしくみや、持続可能な福祉サービスの再編に取り組むことが重要であると考えております。

総合振興計画に掲げる将来像「笑顔あふれるまち飯南町」であります。町民の笑顔に人が集まり、そして集まった人が笑顔になる、笑顔のリレーを10年後につないでいくこととしており、このゴールは令和6年なわけですが、地域の力で健康長寿をめざし、住み慣れた飯南町で安心して生活できる医療・福祉の維持充実。そして、小さい町だからこそできる地域で支え合う福祉の推進、環境づくりに全力で取り組んでまいります。

議員からは、その「日本一の福祉のまち」を目指すということで、今そういう言葉は使いませんでした。そういう気持ちで福祉については、もう早くからこの町は2町とも取り組んできた町でございます。これをしっかりと継承し、今後も引き継いでいく、そういったことが大事だと思っております。

○8番（安部 丘） 議長。8番。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

地域包括ケアの理念には私も全く賛同しておるところでございます。いまの町長の思い十分伝わってまいりましたが、そうは言え、計画は動かしていかなば実現できません。期間も限られてまいっております。そうした時間軸とあわせて、これからもピッチを上げて、副町長がおっしゃられたとおりに進めていただければと思っております。

それでは続きまして、単身者向け住宅の整備について伺います。

高齢者福祉施設に共通する課題として介護職員の不足があります。その解決策のひとつとして、外国人留学生や技能実習生の積極的な採用を複数の施設において始められると聞いています。他の業種では既に活用を進められており、就業された外国人の方々は、モチベーションが高く、明るく、職場に溶け込み、好結果につながっています。高齢者福祉施設においても、これが定着していくと、課題解決に向け大きく前進するものと思います。

一方で住まい、住居の手当が問題となってまいります。介護報酬収入を頼りに新たな住宅を建設するのは困難であろうかと思われます。他の業種も同様の課題を抱えておられるのではないのでしょうか。都市部のように民間のアパートがない本町には、外国人留学生や技能実習生、更にはU・Iターン希望者の受け入れを促進するためにも、単身者向け住宅の追加整備が必要と考えます。

また、高齢者の方々が自立型ケアハウスを利用したいという要望も年々増加しています。現在本町に8室ある施設は既に満室で、空くのを待っておられる状況です。一人暮らしの高齢者にとっては、自立型ケアハウスを利用されることで自由な生活を保ちつつ、ひとり身の不安を解消できるメリットは大きなものと思います。町にとっても、入居された方々の会話の機会が増え、日々の生活が充実する事で健康寿命の伸びにつながれば、まさに望まれるところです。訪問介護をする側にとっても利用者が1カ所にまとまることで、時間の効率化、人的資源の有効活用につながります。

この現役世代の単身者向け住宅と、高齢者の自立型ケアハウスを融合した住宅を福祉

施設の近隣に設けることができれば、地域の活性化につながると思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、介護職員の不足と住まいの課題について質問をいただきました。

議員からも紹介いただきました、この介護人材の不足の解決に向けては、外国人材の雇用に着手しようとした 3 年前、新型コロナウイルス感染症の拡大により断念せざるを得ない状況になりましたが、県内の養成学校と福祉施設協議会との協議が進み、今、2 ～ 3 年後には就職ができるように現在準備が進められていると聞いております。要は、仕切り直しをして外国人材を確保できるような準備が今進められております。

それで、また、近く外国人留学生。これ複数人が就職される予定であることも聞いております。そうした人材不足の解決に向けては、少し前進するのではないかと期待しております。現在、本当に日々頑張っていていただけます職員の皆さんには、高齢者やその家族だけでなく、地域の方々から本当に厚い信頼とサービスに対して心から感謝されており、この仕事に誇りに持っていていただき、利用者の笑顔を引き出し、そして人生に寄り添う深さ、広さなど、介護の仕事のやりがいや楽しさを大いに発信いただきたくお願い申し上げるところでございます。町といたしましても、働きやすい職場環境づくり、これを目的にニーズ調査を行うということで、今定例会にも補正予算も計上しております。職場環境の改善に協力していきたいと考えております。

それで、その住まいの問題。議員がおっしゃるように、これ福祉関係者だけではなく、本当に広く飯南町へ転入をされる、希望される方、若い方の住まいが不足しているのは事実であります。町といたしましても、まちづくり推進課を中心に庁舎内で情報共有いたしまして、まずは单身向けの住宅整備を進めていきたいと考えております。また、町内事業者向けの従業員用の住宅建設の補助金。これは以前からございますが、今回も福祉事業所において利用をされるということも少し聞いております。そうした補助金も用意しておりますので、それぞれの事業者でまたご活用いただければと思っております。

それで、高齢者の住まいにつきましても、冬期間だけの住まいとして現在冬期宿泊センター。来島の診療所の、元の診療所のところですが、それから長期間の自立した住まいとしては、社協の横にあります高齢者生活福祉センターの居住棟など福祉サービスと合わせて利用でき、介護が必要になれば介護保険の利用できる施設利用と、健康や介護状況に合わせて「住み替え」ができれば、安心して最期までこの地で、住み慣れた地域で暮らすことができると考えております。いずれも本当に需要が高くなっていると認識しております。さっき策定を急ぐべきということで再度ご意見も頂戴いたしましたが、高齢者グランドデザインの策定に併せまして、一体的に取り組むよう検討してまいりた

いと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で 14 時 15 分といたします。

午後 2 時 0 0 分休憩

.....

午後 2 時 1 3 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。一般質問を続けます。

3 番、熊谷兼樹議員。

○3 番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員。

○3 番（熊谷 兼樹） 3 番。

それでは一般質問を行いたいと思います。

はじめに、以前ですね、前回というべきか一般質問を視聴される方から、質問の前置きが長すぎて質問がよくわからないというご指摘を、私受けておりますので、できるだけ質問は端的にしますので、要旨に従ってやりますので、答弁は 2 日前に、二日間かけてしっかり練られていると思いますので、丁寧にしっかりとした答弁を求めたいと思います。私も半年かけて考えていますけど、要旨にまとめて質問します。前置きを長くするとまた叱られますので、すみませんが。通告に従って質問させていただきます。

はじめに、畜産に関連する施策について和牛繁殖を中心に、前回の質問時の答弁を踏まえて質問をします。

前回の一般質問でも述べましたが、和牛繁殖経営の生産コストは、配合飼料を中心とする飼料費の増加に加え、自給粗飼料を生産するための燃料費や資機材の高騰により上昇が続いています。同時に 5 月以降の子牛価格の大幅な下落は依然として継続しており、収入と支出両方から挟み撃ちに遭っている状況にあります。

生産者が対応できることは限られますが、あるとすれば雌子牛を自家保留することぐらいだと思います。

そこでですが、本町には畜産振興策として優良牛確保対策事業があり、1 頭当たり 10 万円で 100 万円が予算化されています。普通に考えれば、本町で 200 頭の繁殖牛を維持していくためには年に 20 頭の育成が必要で、毎年保留希望牛を 10 頭に絞り込んでいま

す。緊急的にこの事業の要望者の全てに対応できるよう拡充することを検討してはどうか。

それに併せて、保留の選択基準の参考にするため、和牛繁殖牛のゲノム調査を令和2年から行っています。これを活用する好機と思いますが、調査の状況はどうでしょうか。

答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

3番議員から、優良牛保留頭数の拡充と、このゲノム調査の状況についてのご質問をいただきました。

議員からご紹介いただきましたとおり、町内での肉用牛の品質を高め畜産の振興を図ることを目的に、町では優良牛を保留してもらう農家に対して、1頭当たり10万円の保留導入奨励金を交付しており、毎年10頭を選定し支援しているところであります。

保留牛の選定にあたりましては、和牛改良組合、JA、町などの関係者で構成いたします「優良肉用牛改良事業検討会」、こういう組織がございますが、年2回開催し、有識者による審査のもと決定する仕組みとなっております。

それで、今回の質問を受けまして、これまでの選定の実情を確認いたしましたところ、町が年間10頭分として予算化していることから、予算で決めた数で保留することが基本になっているようであります。

本来、保留を奨励すべき牛は、予算で決められた頭数で線引きするのではなく、その時の牛のレベルであったり、農家のご意向を踏まえて選定するべきものであると考えられますので、固定した上限数での保留の決め方は本来の目的を十分に満たしていないとも考えられます。

また、一方でこうした事業制度がありまして、その予算の範囲内で補助する手法については通例の考え方でもありますので、現在はそういう状況になっております。

私としましては、先ほど紹介した検討会におきまして、真に保留が必要である優良牛を選定し、仮に10頭を超える保留が必要となれば、その理由をきちんと伺いながら、場合によっては優良牛を確保するために必要である予算として補正に予算措置するなど、柔軟な対応も必要ではないかと感じたところであります。

今回このような提案を受けましたので、今後検討会にこの旨をお伝えし、町の畜産振興に繋がる雌子牛を確実に選定してもらうよう厳選をお願いしたいと考えております。

次にゲノミック評価の調査状況についてであります。

通告では活用のところもあったんですが、それは除いて調査状況について答弁いたします。ゲノミック評価も、先ほどと同様に、町内での肉用牛の品質を高め畜産の振興を図ることを目的に、令和2年度、令和3年度の2カ年間に和牛改良組合へ補助金を交付し

ており、改良組合により町内の雌牛の約半数に近い 77 頭、これは令和 2 年度が 53 頭、それから令和 3 年度が 24 頭ございますが、産肉能力についての調査が行われました。

結果につきましては、優良な成績を示した高能力雌牛を保留するという事で、その雌牛から採卵した受精卵を受精、そうした受精卵移植も行っているところでございます。

○3 番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員。

○3 番（熊谷 兼樹） 3 番。

答弁をいただきました。今の優良雌牛の保留については、柔軟に対応するという事で伺いました。実際問題ここまで子牛が安いと農家の考え方として、安いのに売ってしまってもどうかと。この機会に増頭か、あるいは自分のところの高齢牛を更新するかというような選択肢も生まれてくるわけで、その中で審査会がどういう基準でやられているかは正確にはわかりませんが、いろんな基準があって選定されておりますが、たぶんあらかじめ 10 頭ということで、そこに絞ってからやっておられるという部分もあるんじゃないかなと。つまりもうちょっとオープンに保留される方は申し出てくださという形にすれば、もっと多くの頭数が出てくるんだろうと思います。

そういうところで、柔軟に対応ということで対応していただけるということでよろしくお願いしたいと思いますし、実はですね、ゲノム評価について、これ実は令和 2 年に、本来は、本来というか令和元年度までの予算というのは 20 万円で 10 頭分で 200 万円の保留対策予算があった。それを振り分けてゲノム調査を行うために 10 万円に 1 頭当たり落として 10 頭の 100 万円にしたという経緯があって、私はその時に「何ということか」という不服を言った覚えがあります。ゲノム調査が（聞き取り不能）終わっているわけですので予算的に元々あったものを、200 万円当時あったわけですので、そのへんを考えれば対応できない話じゃないかとは思いますが。

こういうこと、できればですね来年度に向けても予算措置の段階で優良雌牛でやる部分と、いわゆる子牛増頭というところでの部分も含めて補助対象にするという施策もあってもいいのかなという、これは私の希望的な来年に向けての話ですが、考えていただければと思いますし、ただ、今のゲノムの調査は、せっかくやられたのに調査だけで終わってしまうと、私もゲノムというものがどう評価してどう使うかというのはいろんな意見があるんです。実際のところ。それで活用の仕方というのは本当に難しいんです。ひとり歩きをさせるとたいへんなことになりますし、まったくうちの牛はゲノム値が低いのでだめなんだみたいな考え方にもなりかねないところもあるので、実際問題はそうじゃなくて、今後のベースを作っておくためにどういうふうに活用していくかという本来は活用のところが一番だいじになるわけで、そのところを今後専門家を交えてしっかり検討していただければと思いますが、そのへんの今後のゲノムをどう使っていくかという検討はされるのかされないのか。このままで調査して終わりなのか。ちょっとそのところだけ聞かせてください。

○議長（早樋 徹雄） 質問に対する答弁を求めます。
暫時休憩します。

午後２時２６分休憩

午後２時２６分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員の方から、活用のところの質問でございます。その前に来年度の予算に向けて、これ以前はゲノム調査が始まる前は、20 万円の 10 頭で 200 万円の予算があったので、そういったところも配慮しながら予算に反映してほしいということではありますが、その 200 万円が約束されたものでもないもので、そのところは令和 5 年度の予算の編成にあたってしっかりと考えてまいりたいと思います。

それで、活用の部分でございますが、これは改良組合の方で、これに補助しておりますので、そのゲノミック調査。そこでいろんな活用をしておられます。さっき申し上げましたが、優秀な成績を示したもちろん高能力雌牛、これは保留されますし、それからそういった雌牛から採卵された受精卵を受精卵移植します。産子についても保留しますし、町内の和牛の品質アップ、底上げにほんとにこれは寄与している調査だったと思っています。その改良組合の方で十分に活用しておられると認識しております。

○３番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） ３番、熊谷兼樹議員。

○３番（熊谷 兼樹） ３番。

ちょっと余分といえば余分ですが、ゲノム調査というものの、そのもの自体が先般の全共のあとの鳥取県が反省点として、ゲノム調査に頼りきったがために負けたという異例なことを反省点としてあげられているのは（聞き取り不能）と思いますが、ゲノムというのはあくまでも遺伝子の確立調査なんですよ。この能力は持ってますよと。だけどそれが表面的にどういう環境化の中で育って、本当の能力を出すか出さないかということがあるわけで、実態のこれまでやってきた育種による実態とのバランスの問題なんだろうんですよ。だからその両方を持っていかないと、ゲノムだけに頼っていくとたいへんなことになりますよという危険性は、必ず片方にあるということは認識してやっていかないとだと私は思っています。

それでは次の質問に移ります。

前回の定例会では、輸入粗飼料高騰に対応するための補助金について多くの意見があり

ました。特に、国の方針に従い自ら農地を管理し自給粗飼料の確保に努め、生産コストの削減に努めている畜産農家の努力を、全く評価していないことが大きな問題点であったと思いますが、大型酪農の窮状を鑑みて意見集約をしたところであります。

しかし、国の基本方針である食料自給率向上の観点から見れば、国産粗飼料の増産は急務であると思います。現状の地域資源から考えれば、現在ほとんど利用されていない稲わらの利用やWCSの増産が最も現実的であると思います。町長はどのように考えておられるか答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして、自給粗飼料の確保についてご質問をいただきました。

少し背景も述べさせてもらいますが、ウクライナ情勢であったり円安など国際的な要因から、輸入飼料については過去に例をみないレベルで高騰しております。現在畜産農家にとっては非常に厳しい経営状況が続いております。

農業新聞も私も毎日見ておりますが、特に酪農家の廃業については大きく報じられておりますし、そういった回数も増えております。

このことから、先般町内の畜産関係者からも要請を受けておりまして、この中でも自給粗飼料増産に向けた支援が求められるなど、中長期的には、自給粗飼料の増産は不可欠なものと考えております。

私としましては、自給粗飼料を確保するためには、議員がおっしゃいますとおり「稲わらやWCSの増産」これは町内で取り組める可能性があると考えており、担当課へも検討の指示をしているところでございます。

それぞれに現在の状況等を申します。まず稲わらですが、先日の要請時に畜産関係者の方と意見交換をしたところ、町内で稲わらを確保できればありがたい、という話を伺っております。

これまでも、町内の一部の営農法人で地域の畜産関係者と連携し稲わらを活用されておりますが、これは限定的な取り組みであります。現状では町内の需要を賄えるほどの稲わら供給にはなっていない状況であります。

また、これは町内の事例であります。新規就農者の中には、粗飼料確保のために自ら町内の各地の水稲農家に出かけて稲わらを提供してもらうようお願いしているなど、意欲的に取り組んでおられる方もいらっしゃいます。そうしたトラクターが行き交う様子も私も実際に見ております。

このようなことから、稲わらの供給には手間やコストの問題もありますが、町やJAが水稲農家と畜産農家の間に立って調整することで、双方にメリットがあるような方向に持っていければと考えているところであります。

そして次のWCSの増産についてであります。

WCSの増産については、和牛改良組合の若手や関係者が集まり検討が重ねられています。今のところ、生産コストをある程度抑えるためには、一定のまとまりのある農地で効率的な生産を行うことが必要であります。本町のような中山間地で限られた農地しかない町においては、なかなか可能性が期待できる大きな面積の農地が確保できないことが課題となり、具体的な検討が進んでいないのも事実であります。

それで、このWCSについては、なかなか現時点で、この問題を解決する糸口がみつかっておりませんが、本町にあった方法で生産を拡大できないか、今後も引き続き関係者のみなさまと検討を続けていきたいと考えております。

参考までに、現在WCSの作付けする面積、農家数ですが、令和元年度から令和3年度まで面積も6.5haから6.7haとほぼ横ばいでありまして、農家数については7戸というところで3年間変わっておりません。これが現状であります。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

答弁をしていただきました。稲わらについては、たぶんどこにもあるし、ある程度広い面積でまとまった所が、ただ湿田だとどうにもなりませんので、いわゆる硬い田というか、作業条件のよいところに限定されるという部分がありますので、特に大型機械でトラクターが牽引するものであれば余計そうですが、その方法以外にもですね、私も実際、今年、法人で牛を飼っているので稲わらを確保対策ということでいろんな方法を試みて、自分でやってみないとどうも納得できない性分が働くんですが、コンバインでカットして、いわゆる小さくカットするんじゃなくて半切り状態にすることが今のトラクターできるんで、それで後ろに落としてそれを梱包する、ロールペラー。

そういう方法でやれば比較的省力的にできるかなという気はします。ただ、小型なんで効率が悪いんです。トラクターで刈ったものがすべて取りきれないという、残るという状況が生まれるんで、天気がいい日はいいですけど悪いとどうにもならないという状況もあるんで、やはりある程度機械の体系化というものが必要になるし、それを運営する組織というものが必要になってくるんだろうと思います。そういう意味では、先ほどWCSの中で関係者と協議というところで、なるのかなという気はしますが、以前質問の中で私も今後必要となる粗飼料生産組織について、自らも協力していこうと思うので考えてみませんかという提案をさせていただきましたが、やはり生産組織を核になるところ、私は機械さえきちんと整備されていれば、最低3人おれば運営できると思うんですよ。機械はどのような形で、補助金使っても、どのような形で整備するかは別にして置いて、運営するための人員というのはそんなに何十人もいるものじゃなくて、基本となるものが3人おれば運営、採用できる、それがための機械、生産体制を機械化して効率化するということになるんだろうと思うので、それぐらいのことはできるんじゃないか

というような気がしているんですが、どうですかね。町長は。そんなふうには思われませんか。思われるか思われんかぐらいでいいんですけど。ちょっとお聞きしますが。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から、特に稲わらの収集のことで提案もいただきました。生産組織とそのしっかりとした機械整備がされれば3人ぐらいでできるということでもあります。

それでももちろん先ほど、その前段でお話ございましたが、水稻農家さんへの理解、それも乾田でないとなかなか難しいので、法人とでそういった取り組みをしていただくように、まずは働きかけていきたいと思ひますし、その機械の整備については、今のトラクターもそれぞれの個人では、その大型機械も持っておられますのでそういったところでの、あとはアタッチメントだけの整備で済めばできるかと思ひております。

今、具体的などころも少し触れられましたので、町としてもその検討は進めてまいりたいと思ひます。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

それでは次に、堆肥センターの問題ですが、これ同僚議員から同様な質問が出されておりますので、繰り返しになるような部分がありますが、その後のことに関連しますので普通に質問させていただきますので、重なることはあると思ひますがよろしくお願ひします。

前回の一般質問で畜産廃棄物の処理についてバイオガス化による発電を提案しましたが、現在の堆肥センターで堆肥化処理を行い、利用を促進する方針が示されました。

今後も科学肥料の高騰が続き、みどりの食料システム戦略による有機農業の普及が進行すれば、より多くの優良堆肥が必要になることが予測されます。

そこで、堆肥センターの老朽化する施設や機材、および運営体制の現状認識と今後の対策をお聞きしたいと思ひます。

○議長（早樋 徹雄） 質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

堆肥センターの老朽化施設やその機材と運営体制の現状認識ということでご質問をいただきました。

この質問につきましては、先ほど9議員からも質問いただいておりますので、それに答弁しておりますので重なる部分がございますので、要点と補足に絞って答弁させていただきます。

きます。

堆肥センターの建物本体部分の老朽化は9議員へ答弁したとおりでございます。それで、建物本体以外の機材につきまして、ホイールローダー、そして堆肥を散布するマニアスプレッダー、これの故障が多発しておりまして、近いうちに更新が必要となりそうな大きな機材として現在検討しております。

運営体制につきましても、9番議員に答弁しましたとおり、指定管理先の経営状況が良くないといった課題があると認識しております。

この問題については、その解決策として前に申しましたとおりペレット堆肥を製造することで、その経営の改善ができないか検討も進めているところであります。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

ちょっとはしよりすぎたかどうかわかりませんが、9番議員のところの答弁から言わせていただければ、非常に今、畜産廃棄物の状況というのが変化しています。いうのも、不足しているんですね。今回も先ほど答弁のあった、9番議員の答弁がありましたように、雲南市から持って来てくれというようなことがあったということですけども、実際問題から言うと広島県側、三次側からのアプローチも結構あって、取り合いになっている状況というか、そういう部分もあります。このへんが今後どう推移していくかというのがはっきり見通せない部分があって、現実問題として、飯南町では来島牧場さんが1,000頭という希望を目指しておられるので、牛の頭数というのは数値的に増えていくんですが、おおよそのところは頭数が減っていくわけですね。

そういう中にあると当然廃棄物も減ってくるわけで、その中で需要が高まれば当然不足するという、原料が不足するという状況が出てくるわけで、これまでの状況と変わってくる要素があるので、今非常に動きづらい状況が生まれつつあるなという気は私自身もしております。

その中でも、それぞれの農家では出てくるものを処理しなければならないので、できればですね、私の今の考え方としては、処理を、地域で処理をして地域で消費するという仕組みを作れないかという考えです。

つまり、和牛繁殖農家がある程度まとまっている地域にストックヤードを設けて、そこに糞尿を持って行って、畜産農家だと大きければタイヤローダーとかそういうものを持っていますから、（聞き取り不能）でかくはんして、切り返しをしていただいて堆肥化することによって、その遠くへ持って行って持って帰るとかというようなカーボンニュートラルという点から言うと、非常に無駄な燃料かけて二酸化炭素排出して、また二酸化炭素排出して運んでくるというようなことをできるだけ少なくするという意味からいっても、地域の中で処理をするのが一番いいんじゃないかなという気がしているわけです。

そうすると、いわゆるストックヤードといっても、今の畜産廃棄物の処理の法律的な建て前からいうと、下がコンクリが張ってあって上に屋根がないといけないということがあるんで、そこらへんの支援をしながら、フロントローダーとかの機材がないところはそういうことも支援しなければならないかもしれませんが、その方がその地域で処理ができて、なお且つ労力もその地域で確保しながらやれる、こういう処理の仕方を検討するのもひとつの方法かなという気がしております。

まさに、今、この畜産廃棄物をめぐる環境がちょっとかわりつつあるというところは考えて、いろんなことを考えないといけないかなという気はしてきておりますが、先ほどちょっと触れられましたので、そのへんの環境の変化についてどう考えておられるのか、9番議員に答弁された中にそういう答弁があったので、できれば認識を聞かせていただければなという気がしております。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からは、町内で発生している糞尿、これの処理の現状につきましては、9番議員にお答えして、町内で処理できないものを町外へ搬出ということでご説明しました。町内では、今バランスが取れているということでもあります。

それで議員からの提案は、この糞尿の処理を牛舎から発生するその糞尿について、この近くの集落といいますか地域で処理して、それにはそういうしっかりと処理するコンクリを張ってある建屋がある、ストックヤードが必要ということで、地域の中で回してはどうかという提案でございます。そういう具体的に、今、イメージも私もできませんので、どこの集落でそういったことができるか、具体的なイメージも持てればですね、少し検討も進めるかと思いますが、このことにつきましては、ストックヤードの支援についても述べられましたが、これについていろんな補助もあるんじゃないかと思っております。いずれにいたしましても、今、肥料価格が高騰してこうした地域で発生した糞尿、窒素成分もたくさん含んでおりますので優良な有機堆肥でございます。そうしたのが地産地消ということで、できればいい考えだと思わせていただきました。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

私もいろんな知恵を絞り、情報も提供しながらいろんな考えを伝えたいと思いますので協力できればと思っております。

畜産に関連する最後の質問です。

これは私の本町における畜産の将来ビジョンともいえますが、この町を牛飼いのメッカにしたいというのが夢です。

本町で牛を飼いやすい環境が整えば、牛飼いを夢見る人たちが移住を目指してくれるのではないのでしょうか。

今月の和牛の子牛市場は、来週の火曜日なので、会期中ですので町長が出向くことは難しいかもしれませんが、もし今後のところで機会をつくり市場を視察されれば、若い世代の多さに驚かれると思います。その中には、大規模畜産農家で研修や就労中であり、今後就農をよりよい経営環境がある場所を目指すために情報交換を行っている方もおられます。実際、若い和牛多頭飼育者が本町に昨年暮れから就農しています。

畜産経営をゼロからスタートする場合、最も高いハードルでありリスクになるのは施設整備費です。この部分への支援が重要であると思います。

そこで、施設園芸への新規就農者支援として行っている、リースハウス団地整備事業と同様なスキームで対応できないかと考えていますが、これについて答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

この畜産関係の最後の質問ということで、畜産経営を目指す新規就農者支援についてのご質問をいただきました。

議員からは、この町で牛が増える、その牛を飼う若い人が増えていく、そういった町にしていったらどうか、それから町長も自ら市場へ出かけてみて、今の現状、若い人で、世代交代も行われているのでしょうか、そういったところに行くべきだということでございました。私も、家がですね以前は牛もありましたので、市場にも着いて行ったこともあります。最近には行っておりませんので、共進会の時は中央子牛市場の方へ出かけますが、実際の市場を上場の時は行っておりませんので、また機会にそういったことも考えたいと思います。

それで、議員のおっしゃるとおり、畜産経営につきましては牛舎の建設など多額の初期投資が必要であります。これが新規就農者にとってはハードルにはなっております。これは当然のことです。

それで、本町におきましては、谷地区にリース牛舎もありまして、今、農家さんが入って経営しておられますが、課税もしておられます。新たな就農希望者に向けた施設は持ち合わせていません。そこも100頭の規模でのリース牛舎ですが、いっぱいまでは埋まっておらないという状況です。

それで、現在の本町のリース牛舎は公的施設として整備し、永年町の施設として維持管理しながら就農してもらい、その運営方法になっておりますが、この方法で新たな施設整備をする場合、町としても多額の整備予算と以後の維持管理費が必要となることから、複数の就農希望者がいるようなケースになってくると対応が難しくなってくると思われま。

従いまして、議員からご提案いただきました、現在町内で整備を進めている「リースハウスのスキーム」これリースが両方付きますので、リース牛舎とリースハウスは、今園芸で行っているリースハウスのスキームですが、これは補助事業を活用して町が施設を整備、そして町の負担部分を一定期間で分割し、毎年リース料として就農者に納めてもらう仕組みであります。それでリース期間終了後は、施設は就農者の所有となるということで、町も補助事業等活用して建てますけどその純粋な町負担の部分を毎年分割して使用料として納めていただく。その後は、ご本人の、就農者の財産となるという仕組みであります。

これと同様のスキームを用いて、新規就農者の初期投資を抑えることは有効な手法になりえる可能性があると考えております。この件につきましては、今後の事業化の可能性につきまして検討してみたいと考えております。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

非常に心強い答弁をいただきましたので、何も申し上げることはございません。しっかり検討していただいて、飯南町へ行けば環境的というか、しせいの環境もいいし、こういう行政のバックアップもいい。特にたまたま今回予算の中にあがってますけども、今後検討することですけども、市場価格に対する下落対策とかいうようなものは、おそらく他の町村ではできないだろうと思う。でもこういうことに対して、生産者に対して、たいへんな時には手を差し伸べるという姿勢がある町なんだということは、非常に大きなアピール材料になると私は思います。そういう意味で私が思っている牛飼いのメッカにするという夢が少しずつ叶うように一生懸命検討していただければと思います。

それでは、全体でいえば最後の質問になりますけども、これまでも私や同僚議員からも返還不要の奨学金制度の創設を求める質問がされていますが、主に財源を理由に検討しないとの答弁が前町長の時代、私がした時にあったと受け止めています。

それで少し前の新聞報道ですけども、隣町の美郷町ではふるさと納税を財源に活用して、返還不要の応援金制度を創設するということがありました。隣町のやることなのでどういう感想を持たれるかということもありますが、これについて、新聞報道ですので、それを読んだ限りのことになりますが、どう思われたか。その財源としてふるさと納税を充てるということに対してどう思われたか伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からは、返還不要の奨学金制度、そして美郷町の今回ふるさと納税を活用したこの奨学金制度についてどう思うかという質問でございます。

他の市町の制度ですので、私の感想を述べるにとどめさせていただきます。

私もこのことについては、新聞報道で知りました。それで議員からこの制度、詳しく説明されませんでしたので、私の方からちょっと触れますが、この制度は、美郷町内の中学校を卒業し、給付期間中に本人または保護者の住所を美郷町内に有する方に給付の資格があり、大学在学中に月額2万円～10万円ということで給付を受けられるという制度で、給付の条件として大学卒業後には美郷町に対し、「ふるさと納税」を納めていただくという、美郷町独自の特徴的な制度として承知しております。

私も、10万円というのは美郷町が山クジラの関係で麻布大学と協定を結んでおられますので、そこへの入学が特別の10万円ですが、私立大学でも確か5万円だったと思います。県内の国公立の大学であれば2万円ということで、いろいろ幅はあるんですが、そうした給付でございます。

ふるさと納税を財源ということですが、要は出世払いということになります。希望される方には、この奨学金を給付するわけですが、その将来的にふるさと納税でももちろん返してくださいということですが、これは必ず返ってくるものでもありませんし、そのところは少し財源として不安なところはあるかと思っております。

それが率直な感想ですが、ただ、発想としては非常におもしろい発想であったかと思っております。そうしたことで新聞にも大きく取り上げられたんではないかと思っております。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

私が理想としていた答弁をしていただいたんで非常に助かりました。こういう聞き方をする、だいたい方向が3つぐらいに分かれて、興味がない、検討はしたい、だいたいこのどっちかになると思うんですが、全く興味がないと言われたら説教して終わりぐらいかなとおったんですが、そういうふうに興味のある部分もあるということで答弁いただいたので、こっちもみなさんの答弁がどちら方向にくるかわからないのでどっちに行ってもいいような質問を考えないといけないわけで、ここから先は通告のしようがないのであれですけども、私の考えをちょこっとだけ言って感想を聞かせていただければと思います。

というのは、実は前町長の時に質問した時に、私はこのふるさと納税を財源にした形を提案しようと思っていたんですが、検討する気がないと言われたもんですから、それなら提案はしませんという形で終わってしまっていたんです。

それで、こういう形で今美郷町が先にやられたので悔しいわけじゃないんですけど、むしろ私はいい機会だったというべきか、2番手3番手で同じことをやるのが島根県中で出てくる方がいいんだなと思っています。

というのは、ふるさと納税そのものは納税と書いてありますから寄附税制なんですよ。

今後の税制改革の中できちんと恒久的にあるものかといえばそうでもないし、変えられる可能性もあるわけだし、いわゆるふるさと納税で損をしている自治体もあるわけですから、やめてくれというところも圧力もあるわけです。

ただ、考え方の理念としては、そういうことじゃなくて地方で世話になった、育ててもらった人が都会に出て仕事をしてその居住地に払っているのを、元々教育段階でずっと育ててきてくれたふるさとへ恩返しをしようというそういう意味合いが、この寄附制度の根幹だと思うんですね。

そうすると、やはり今の都会地へ出た人、就職した人がふるさとに納税する、寄附をする、それを奨学金の返済に充てて返済を猶予する。これは方向性としては間違っていないような気がしているんですよ。

それで、要はこれもさっきの指針と一緒にすけども、実際この町の中でも医療系であったり介護とか保育士とか、そういうところで職業を絞って、返還する必要のない奨学金を作っています。これのほとんどというのは、過疎債ソフトを使ってその残りのところは若者何とか基金とかいうところで補ってカバーしているわけです。

ということは、これだって過疎債のソフトを、過疎債の限度があるんで過疎債発行のところは今後抑制していかないといけないという課題があるんで、どこでどう切り詰めるかという課題はありますよ。ですけどそれを主なところで使って3割部分をこのふるさと納税の部分を使って穴埋めするという仕組みはできなくはないんじゃないかなという。

今の、例えば美郷の場合は、人数制限とか所得制限を設けないようなことが記されていましたが、私は、それが理想だけでも、段階的にはやはり所得制限は返還を求めないのであれば所得制限を設けるべきだろうし、人数も制約しなければ補えないというところが出てくる。でもそういう制度は作った方がいいというのが、それはどっちかというと、今まで借りた人は返しているのに、これから先の人はなさんでいいものがおるのかという必ずその矛盾はあるんです。必ずその矛盾は出てくるんだけど、やはり町がこれから先、高校卒業して大学へ向かう人にそういう制度もあるんだよということを提示してあげて、それを使って出た人はきちんと故郷を考えてふるさと納税してくださいねというこの循環は、ふるさと教育をあれだけ熱心にされとるわけだから、必ず回ってくるんだと思いたいというのが希望的推測ではあるかもしれませんが思っています。

ちなみにこれは参考になるかわかりませんが、もう福井県ではやっておられて、県としてやっておられる。これ優良事例で総務省が紹介しているんです。それは県ですから県立高校全部に対しての同窓会に、ふるさと納税の依頼をするんです。その卒業生が、自分が卒業した学校、に限らないかもしれませんが、高校に対してふるさと納税をする。で、ふるさと納税したものの2分の1は学校施設の改修であったり、いろんな活動の応援に使ったり、海外の研修の旅費にしたりとかいうのがあります。その半分の2分の1を今の返還不要の奨学金に充てるというやり方です。

これでたぶん、優良事例だということは回っているんだろうと思います。そこらへんは

詳細に調べないとわかりませんが、そういう事例もあるわけで、こういう今のいろんなことが言いましたけども、先ほど検討しないと言われたわけじゃないので、そのへんも活かして検討していただければと思いますが、情報提供はさせていただきましたので、今後の意気込みとかを聞かせていただいて終わりにしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からは、いまの美郷町の仕組みであつたり、それから他の自治体の例も説明がありました。

私も美郷町のこの辞令につきましては、最初は奨学金を出すばかり、交付するばかりですから財源が要るんですが、こういった形で確保しておられるのか、それもちよつと聞いてみたいですし。ただ美郷町は、将来的なふるさと納税ももちろんそれはあるかもしれないんですが、「美郷バレー」ということで、いろいろな企業とも連携しておられます。そういったところからの企業版ふるさと納税があつたり、そうした財源等でもって最初のところを確保されるのか。これはあくまでも思い込みであつて、実際はどうかわかりませんが、いろんなことを考えておられるんじゃないかと思いました。

現在、町はですね、この給付型の奨学金につきましては、ずっと検討してきて、今は医療従事者確保ということで医療、介護、それから福祉、それから保育のところに絞ってやっております。それも人数が年間2人から4人ぐらいのところをやっております。

それと一方で、これは職種を絞ってありますが、それ以外のところへ広げるということで、これは財源だけではなくて、やっぱり以前の町長もおっしゃいました「志がある人ほどそこへ、奨学金を絞っていくか。」というようなところもあつて、なかなか導入が出来てないのも実態であります。財源だけの問題ではないと私は思っております。どういったところに焦点を当てて絞っていくか、議員も所得制限とか人数とかもおっしゃいました。

飯南町の一般的な奨学金制度につきましては、これは一億円の基金の原資でもって、今4,700万円程度貸付をしております。最近の実績で言いますと、令和元年度が2名、2年度、3年度は4名ずつ。4年度は多かったですけど8名ということで、貸与しております。

その奨学金は貸付ですので、その貸付けた年数の倍で返していただくというようなスキームですが、これを必ず町に帰って来ていただくということで免除する、そうした方法もあろうかと思いますが、いずれにしてもこの問題は人口減少対策であつたり、移住定住、それから将来の子どもを増やしていくためにも、そうした若い人にいかに帰っていただくかという手法だと思っております。これについては、しっかりと検討もして、他の事例も説明いただきましたので、私のほうも勉強をして検討を進めていきたいと考

えております。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員の質問は終わりました。

以上で。

静粛をお願いします。

以上で一般質問を終わります。

.....

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

以上で本日の日程を終了し、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会いたします。

なお、16 日は、午前 9 時から本会議を再開いたします。

たいへんご苦勞様でございました。

午後 3 時 13 分散会
